

瀬戸内町
障害者計画及び
第7期障害福祉計画・
第3期障害児福祉計画

令和6年3月



鹿児島県 瀬戸内町

はじめに

本町の障害福祉行政に対し、ご理解・ご協力いただきまして心より感謝申し上げます。

現在、国におきましては、「障害を持つ人や、高齢者等が住み慣れた地域で、その人らしい生活が継続できるように」多様な社会資源を活用し多職種・多機関の連携による地域包括ケアの考え方に基づく、仕組みづくりをめざした施策を展開しております。

本町ではその一環として、「チームせとうち 我が事・丸ごと支えあい地域づくり推進会議」を設置し、身体・知的・精神等の障害の分野や高齢者分野等のその属性・制度に関わらず地域に生活する者として、複雑・多様化し、その世帯が抱える課題を解決する事を目的とした、地域共生社会の実現を目指した国のモデル事業に取り組み、推進してまいりました。

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画においても地域共生社会を実現する為の取り組みを推進・深化させ障害者や、障害児のみならず子供から高齢者までの全ての皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける地域づくり、まちづくりを目指した施策を進めてまいりました。

国においては上記のモデル事業を新たな事業として、また改正社会福祉法では「重層的支援体制整備事業」として位置づけ各市町村に取組を義務付けております。

この重層的支援体制整備事業は「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することが求められています。

このことを踏まえ第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画においてもこの3つの支援を念頭に置いた計画を策定しました。

結びになりますが、本計画の策定に際し熱心なご審議・ご提言をいただきました、策定委員会の皆様、策定にかかるアンケート調査にご協力いただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

瀬戸内町長 鎌田 愛人



目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	3
2 近年の障害者を取り巻く制度改正の動き（国）	5
3 関連計画との関係	14
4 計画の期間	14
5 計画の策定体制	14
(1) 瀬戸内町障害福祉計画策定委員会	15
(2) アンケート調査	15
(3) パブリックコメント	15
第2章 瀬戸内町における障害者の現状	17
1 障害者数の推移	19
(1) 全体（身体・知的・精神）	19
(2) 身体障害者手帳所持者	20
(3) 療育手帳所持者	23
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者	24
(5) 障害児の保育・教育状況	25
(6) 瀬戸内町（役場）における障害者雇用の状況	26
2 アンケート調査結果	27
(1) 持っている手帳や障害、障害の程度について	27
(2) 現在の住まいについて	27
(3) 同居者について	28
(4) 介護や支援をしている人	28
(5) 将来、望む暮らし方について	29
(6) 情報の入手について	29
(7) 就労について	30
(7) 外出時の困り事について	31
(8) 災害時について	32
(8) 相談相手について	33
(9) 障害者が地域で自立して生活を送るために、重点的に取り組むべき施策の重要度 と現在の満足度について	33
第3章 計画の基本な考え方	35
1 計画の基本理念	37
2 計画の基本的視点	37

(1) 主体性、自立性の確立	37
(2) ライフステージに沿った総合的な施策の推進	37
(3) すべての人にやさしいまちづくり	38
(4) 住民総参加によるノーマライゼーション社会の実現.....	38
(5) 在宅生活・地域生活の重視	38
(6) 障害の重複化・重度化及び障害のある人の高齢化への対応.....	38
(7) 障害のある人の活躍の場の確保.....	39
3 地域共生社会の実現に向けた取組	40
(1) チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業.....	40
(2) 主な取組	41
4 施策の体系.....	44
第4章 施策の展開	45
1 啓発・広報.....	47
(1) 啓発・広報の促進	47
(2) 福祉教育の推進.....	48
(3) ボランティア活動の推進	48
2 教育.....	49
(1) 教育相談、就学指導体制の充実	49
(2) 障害のある幼児・児童・生徒に対する教育の充実	49
(3) 生涯学習の充実.....	50
3 雇用・就業.....	51
(1) 障害のある方の職業的自立の促進	51
(2) 障害のある方の雇用機会の拡大の推進	51
(3) 職業相談に関するハローワークへの紹介等の推進.....	51
(4) 職業訓練の場の確保.....	52
4 保健・医療.....	53
(1) 母子保健対策の充実・推進	54
(2) 成人保健対策の充実・推進	54
(3) 医療・リハビリテーションの充実	54
(4) 精神保健対策の充実・推進	55
(5) 障害の原因となる傷病の予防と対策	55
(6) 専門従事者の養成・確保.....	55
5 福祉.....	56
(1) 地域福祉の推進.....	56

(2) 自立と社会参加の促進	57
(3) 障害福祉サービスの適切な提供.....	57
(4) 専門従事者の養成・確保と障害者（児）団体の活性化	57
(5) 人権保護と虐待防止対策の拡充	58
6 生活環境	59
(1) 総合的な福祉のまちづくりの推進	60
(2) 住宅環境の整備.....	60
(3) 公共建築物等の改善	60
(4) 選挙等における配慮	61
(5) 移動・交通対策の推進.....	61
(6) 防犯・防災対策の推進.....	61
(7) 障害のある方の消費者保護対策の充実.....	62
(8) 相談体制及び情報収集・提供	62
(9) 司法手続における配慮	62
(10) 感染症対策にかかる体制整備	62
7 スポーツ・レクリエーション及び文化活動	64
(1) スポーツ、レクリエーションの振興	64
(2) 文化活動の振興.....	64
第5章 成果目標の設定.....	65
1 第6期・第2期計画における成果目標の評価.....	67
(1) 成果目標（数値目標）の進捗.....	67
(2) 指定障害福祉サービス等の実績	68
2 基本指針の見直しの主なポイント及び成果目標	70
(1) 基本指針の主なポイント.....	70
(2) 基本指針における障害（児）福祉計画に係る成果目標	72
3 第7期・第3期計画の成果目標の設定	73
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	73
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（鹿児島県分）	73
(3) 地域生活支援の充実	73
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	74
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	75
(6) 相談支援体制の充実・強化等	76
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	76
第6章 障害福祉サービス等の量の見込み	77

1 障害福祉サービス	79
(1) 訪問系サービス	79
(2) 日中活動系サービス	80
(3) 居住系サービス	82
(4) 相談支援	83
(5) 見込み量の確保のための方策	83
2 障害児福祉サービス	85
(1) 通所支援	85
(2) 相談支援	86
(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	86
(4) 見込み量の確保のための方策	86
3 地域生活支援事業	88
(1) 必須事業の概要	88
(2) 任意事業の概要	89
(3) サービス量の見込み	90
(4) 見込み量の確保のための方策	90
4 発達障害者等に対する支援	91
5 精神障害者に対する支援	91
第7章 計画の推進にあたって	93
1 計画の評価・検討	95
2 推進体制の確立	96
資料編	97
瀬戸内町障害福祉計画策定委員会設置要項	99
瀬戸内町障害福祉計画策定委員会委員名簿	100

第 1 章

計画の概要

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨



これまで国においては、平成 18（2006）年 12 月に国連本部において採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、平成 21（2009）年 12 月に、政府が障害者制度改革推進本部を設置したことを機に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「障害者基本法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）等の国内法が整備されました。

令和 4 年（2022 年）には、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するために障害者総合支援法の改正が行われ、今後、障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の構築により取り組んでいくことが示されました。

また、令和 5 年には、共生社会の実現に向け、障害の有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重し、障害のある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去することを基本理念とした「第 5 次障害者基本計画」が策定されました。

このような中、本町においては、障害者基本法を根拠法として 6 年を 1 期とする「障害者計画」、障害者総合支援法を根拠法として、3 年毎に策定する「障害福祉計画」及び児童福祉法を根拠法とする「障害児福祉計画」により計画的な障害者施策の推進を行ってきました。

このたび、令和 5（2023）年度に「障害者計画」、「第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針及び近年の障害者制度改革を踏まえ、障害の有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重し、だれもが同じ地域の一員として共に生きる「地域共生社会」の実現に向け、新たな計画を策定するものです。

図表:計画名・根拠法及び主な策定事項

計画名	根拠法及び主な策定事項
障害者計画	根拠法 障害者基本法（第 11 条第 3 項）
	(市町村障害者計画) ○ 障害者施策の基本的な事項や理念を定めるもの ※国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とする。
障害福祉計画	根拠法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 8 8 条
	(市町村障害福祉計画) ○ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ○ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ○ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等
障害児福祉計画	根拠法 児童福祉法第 3 3 条の 2 0
	(市町村障害児福祉計画) ○ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ○ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等 ○ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

2 近年の障害者を取り巻く制度改正の動き（国）



（1）障がい福祉サービス制度及び関係法令の変遷

図表：障がい福祉サービス制度及び関係法令の変遷

年度	障害福祉サービス制度	関係法令等	
H25	<p>◎障害者総合支援法施行(H25.4～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の範囲に難病を加える ・重度訪問介護の対象者を知的障がい者、精神障がい者にも拡大など 	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(H25.6 成立、H28.4～施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の禁止 ・相談及び紛争防止のための体制の整備 ・啓発活動等の差別解消のための支援措置 など 	
H26		『障害者権利条約』日本における発効 (H26.2)	
H27		『持続可能な開発目標(SDGs)』国連サミットで採択	
H28		<p>「障害者雇用促進法」改正 (H28.4 成立、H30.4～施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の分野における障害を理由とする差別の禁止 など <p>「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(H28.5～施行)</p>	
H29		介護保険法等の一部改正 (共生型サービスの位置づけ) H30.4	
H30		「障害者総合支援法」、「児童福祉法」改正 (H30.4～施行)	「障害者文化芸術推進法」(H30.6～施行)
R1		・自立生活援助、就労定着支援の新設など	「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」(R1.6～施行)
R2			「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」(R2.12～施行)
R3			<p>「障害者差別解消法」改正 (R3.6 公布、公布後3年以内に施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し合理的配慮の提供を義務付け など <p>「医療的ケア児支援法」(R3.9～施行)</p>
R4		<p>「児童福祉法」改正 (R4.6 公布)</p> <p>「障害者総合支援法等改正法」(R4.12 公布 R6.4 まで順次施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの機能強化、地域生活や就労の支援、精神障がい者の権利擁護の推進、難病患者等の医療の充実など 	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」(R4.5～施行)
R5		<p>「改正障害者雇用促進法」施行 (R5.4～施行 R6.4～施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化 ・精神障害者である短時間労働者の雇用率算定に係る特例の延長 など 	

[出典] 鹿児島県障害者計画(第5次)掲載資料を基に作成

(2) 第5次障害者基本計画概要（国資料抜粋）

① 障害者基本計画（第5次）の位置づけ

位置付け： 政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき策定。）

計画期間： 令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間

② 障害者基本計画（第5次）の基本的考え方

基本理念： 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

基本原則： 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

③ 各分野に共通する横断的視点

ア 条約の理念の尊重及び整合性の確保

- 「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方の下、「インクルージョン」を推進する観点から、障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉えるとともに、障害者施策の検討及び評価に当たっては、障害者が政策決定過程に参画することとし、障害者の意見を施策に反映させることが求められる。その際、障害者の社会参加は、障害者の自立にもつながることに留意する。

イ 共生社会の実現に資する取組の推進

- 障害者が経験する困難や制限は、障害者個人の障害と社会的な要因の双方に起因するという視点に照らし、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進める必要がある。社会的障壁の除去にあたっては、障害者の参加を確保し、障害者の意見を施策に反映させるとともに、障害者・行政機関・事業者・地域住民といった様々な関係者が協力して取組を進めていくことが重要である。そのためには、人的支援等による環境整備と、合理的配慮の提供を両輪として障害者のアクセシビリティ向上を図ることが重要であり、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていく。
- 障害者への移動支援や情報提供、意思疎通、意思決定支援等様々な場面で、新たな技術の利活用について検討を行い、積極的な導入を推進する。その際、当該機器・サービスが新たな社会的障壁となる可能性があることにも留意することとする。

ウ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

- 障害者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害者がライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う。
- 支援に当たっては、障害者施策が、障害者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害者の支援は、障害者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障害者の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意する。

エ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

- 障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定・実施する。
- 知的障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等の社会全体に対する理解促進、施策の充実を図る必要がある。

オ 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進

- 障害のある女性を始め、複合的に困難な状況に置かれた障害者に対するきめ細かい配慮が求められることを踏まえて障害者施策を策定・実施する必要がある。

カ P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

- P D C A サイクルの構築し、着実に実行する。また、施策の不断の見直しを図る。

④ 施策の円滑な推進：

ア 連携・協力の確保

- 政府の障害者施策を一体的に推進し、各府省相互間の緊密な連携・協力を図る。

イ 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現するよう、国民の理解促進に努める。また、本基本計画の実施を通じて実現を目指す「共生社会」の理念やいわゆる「社会モデル」の考え方について必要な広報啓発を推進するとともに、「心のバリアフリー」への理解を深めるための取組を継続して進める。
- 障害者施策は幅広い国民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進する。

⑤ 各分野における障害者施策の基本的な方向（11の分野）

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

2 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住居の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

4 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費トラブルの防止及び被害からの救済

5 行政における配慮の充実

- (1) 司法手続き等における配慮等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

6 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害のあるこどもに対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

8 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障害学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

9 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11 国際社会への協力・連携の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障害者の国際交流等の推進

(3) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る基本指針（国資料抜粋）

計画策定の根拠となる国の基本指針「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」は、令和5（2023）年5月に改正・告示されています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方などは以下のとおりです。

① 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえつつ、障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援や、課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取組などに配慮し、総合的な計画を作成する。

② 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

基本的理念を踏まえ、全国で必要とされる訪問系サービスの保障や、希望する障害者等への日中活動系サービスの保障、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能充実、福祉施設から一般就労への移行、強度行動障害のある者に関する支援ニーズ把握・支援体制整備の推進などに配慮して目標を設定し、計画的な整備を行う。

③ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援体制の充実・強化、地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保、発達障害者等に対する支援、地域自立支援協議会の活性化の視点により取り組むことが必要である。

④ 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ること、インクルージョンの推進が重要である。

⑤ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点
<p>①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し 	<p>【成果目標】</p> <p>☑施設入所者数：令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域移行するとともに、施設入所者数は令和4年度末の5%以上削減</p> <p>☑各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う</p> <p>☑強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める 新規</p> <p>【活動指標】</p> <p>☑「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」ごとの利用者数、利用単位数の見込みを設定する 新規</p> <p>☑「生活介護」「短期入所（福祉型、医療型）」「共同生活援助」の利用者数のうち、重度障害者（強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等について個別に利用者数の見込みを設定する 新規</p> <p>☑地域生活支援拠点等の設置箇所数と、コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する</p>
<p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定 	<p>【成果目標】</p> <p>☑精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上</p> <p>☑精神病床における早期退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上</p> <p>【活動指標】</p> <p>☑「自立訓練（生活訓練）」の利用者数のうち、精神障害者の利用者数の見込みを設定する 新規</p>
<p>③福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記 	<p>【成果目標】</p> <p>☑就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数：令和3年度実績の 1.28 倍以上</p> <p>就労移行支援：1.31 倍以上、就労継続支援 A 型：1.29 倍以上、就労継続支援 B 型：1.28 倍以上</p> <p>☑就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする 新規</p> <p>☑就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の 1.41 倍以上</p> <p>☑就労定着支援事業所のうち、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合を2割5分以上とする</p> <p>☑各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進 新規</p> <p>【活動指標】</p> <p>☑「就労選択支援」の利用者数の見込みを設定する 新規</p>

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点
<p>④障害児のサービス提供体制の計画的な構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充 	<p>【成果目標】</p> <p>☑令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置</p> <p>☑令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する 新規</p> <p>☑令和 8 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保</p> <p>☑各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定する</p> <p>☑各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置する 新規</p> <p>☑各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置する 新規</p> <p>【活動指標】</p> <p>☑「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」において、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。</p> <p>☑医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数の見込みを設定する 新規</p>
<p>⑤発達障害者等支援の一層の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進 	<p>【活動指標】</p> <p>☑現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定する</p>
<p>⑥地域における相談支援体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置等の推進 ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設 	<p>【成果目標】</p> <p>☑各市町村において、令和 8 年度末までに基幹相談支援センターを設置する</p> <p>☑協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う 新規</p> <p>【活動指標】</p> <p>☑基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する 新規</p> <p>☑基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する</p> <p>☑基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する 新規</p> <p>☑協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）、参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する 新規</p>

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点
<p>⑦障害者等に対する虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設 	<p>〔町〕学校、保育所等、医療機関における障害者を含む虐待防止の取組を推進するため、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して都道府県の実施する障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要がある 新規</p> <p>〔県〕精神科病院における虐待防止に向けた取組を一層推進するため、(中略) 都道府県においては、業務従事者等による通報の受理体制の整備、監督権限等の適切な行使や措置等の公表が求められる 新規</p>
<p>⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設 	<p>〔町〕改正社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画との連携を図る</p>
<p>⑨障害福祉サービスの質の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加 	<p>〔県〕相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する 新規</p>
<p>⑩障害福祉人材の確保・定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加 	<p>【活動指標】</p> <p>〔県〕相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込みを設定する 新規</p>
<p>⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進 	<p>【活動指標】</p> <p>●「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」ごとの利用者数、利用単位数の見込みを設定する 新規 (再掲)</p>
<p>⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設 	<p>(〔町〕・〔県〕)</p> <p>●障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、都道府県・市区町村において、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者による ICT 活用等の促進を図る 新規</p>

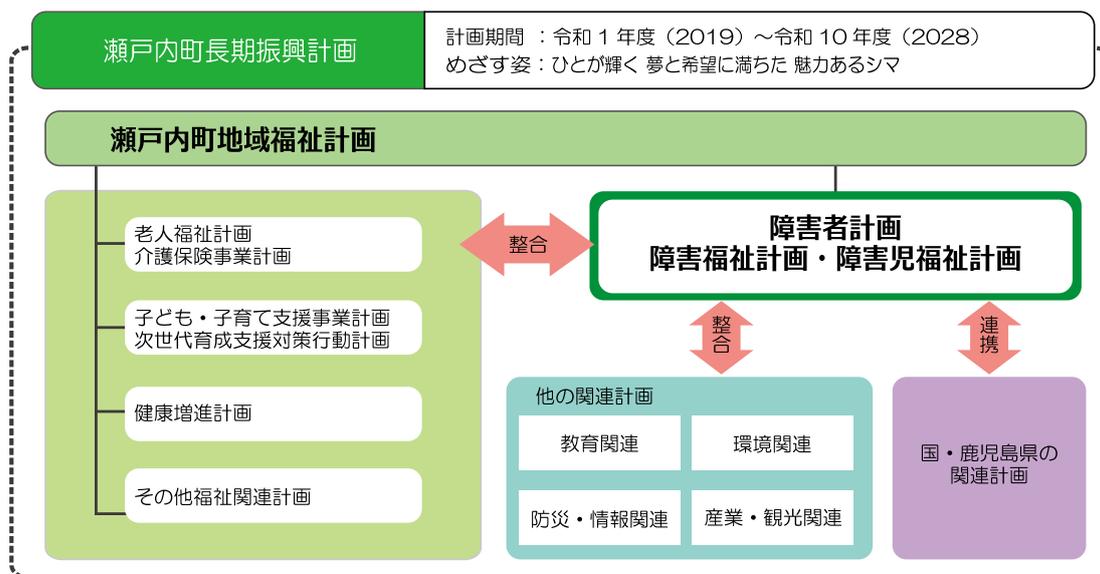
基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点
<p>⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備 	<p>(町・県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 難病患者については、多様な症状や障害等その特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制を整備することが重要 新規
<p>⑭ その他：地方分権提案に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化 	<p>(町・県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を勘案して、柔軟な期間設定が可能 新規 ☒ 各都道府県が定める障害保健福祉圏域に留意した上で、市町村が作成する障害福祉計画等については、協働策定が可能 新規 ☒ サービスの見込み量以外の活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることが可能 新規

3 関連計画との関係



本町の上位計画である「瀬戸内町長期振興計画」における障害者福祉分野の部門別計画として位置づけられます。また、老人福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等、関連する計画と整合を図りながら策定しています。

図表:関連計画との関係



4 計画の期間



「障害者計画」は令和6年度から令和11年度の6年間、「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間とします。

5 計画の策定体制



本計画の策定にあたっては、日常生活における現状や課題、障害者福祉サービスに対する利用意向などを把握するための「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、計画の策定段階では、有識者や住民代表から構成される「瀬戸内町障害福祉計画策定委員会」において、地域課題、今後における施策等の内容について検討を行いました。

(1) 瀬戸内町障害福祉計画策定委員会

計画策定においては、社会全体で障害福祉に対する取組を行っていく必要があることから、行政機関内部だけでなく福祉関係者、障害者団体等で構成された「瀬戸内町障害福祉計画策定委員会」を設置し、様々な見地からの意見をいただきました。

図表:策定委員会の議題

	期 日	議 題
第 1 回	令和 6 年 2 月	●障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画について ●その他
第 2 回	令和 6 年 2 月	●パブリックコメントについて（修正） ●その他

(2) アンケート調査

障害のある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためにアンケートを実施しました。

図表:調査概要

調査期間	令和 5 年 11 月～12 月
調査対象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の各所持者、難病患者の方及び療育を必要とする児童・生徒の保護者
回収状況	18 歳以上の障害福祉サービスを利用する方に対する調査 配布数：688 件 回収数：164 件 回収率：23.8% 児童の保護者に対する調査 配布数：11 件 回収数：6 件 回収率：54.5%

(3) パブリックコメント

計画案に対し、町民の方々の意見を聞くために閲覧の機会を設け、意見を公募しました。実施概要は以下のとおりです。

図表:パブリックコメント実施概要

募集期間	令和 6 年 2 月 8 日（木）～令和年 2 月 22 日（木）まで
意見提出方法	所定の意見記入用紙により、郵送、ファックス、電子メール、持参にて提出

第 2 章

瀬戸内町における障害者の現状

第2章 瀬戸内町における障害者の現状

1 障害者数の推移



(1) 全体（身体・知的・精神）

身体障害者手帳及び療育手帳の所持者は減少傾向にあり、令和5年度は身体障害者手帳が515人と減少しており、療育手帳が142人、精神障害者保健福祉手帳が123人とほぼ横ばいとなっています。



[出典]保健福祉課(各年4月1日現在)

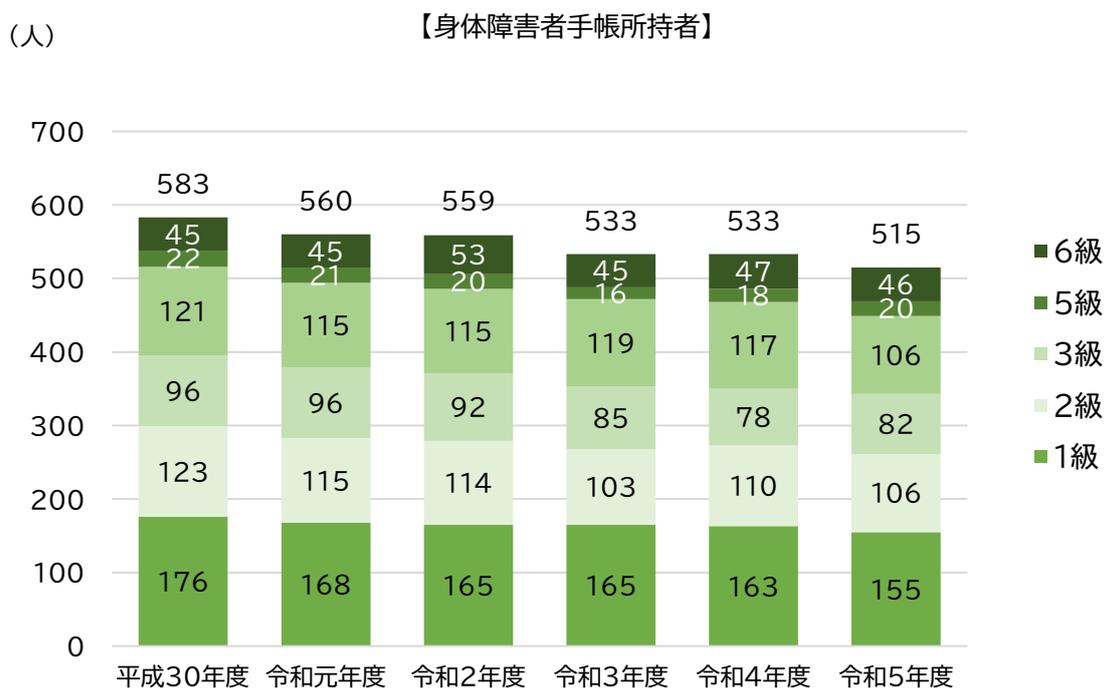
(2) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳とは、視覚・聴覚・手足や臓器などに障害のある方に交付される手帳です。障害の種類別に1級から7級の等級が定められています。

身体障害者手帳所持者は減少傾向にあり、令和5年4月1日現在で515名となっています。

等級区分別にみると、重度者である1級が155名、2級が106名となっており、約半数を占めています。

年代別にみると、18歳未満が2名、18歳以上が513名となっています。



	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児 (18歳未満)	4	4	5	2	2	2
障害者 (18歳以上)	579	556	554	531	531	513

[出典]保健福祉課(各年4月1日現在)

障害種別にみると、肢体不自由が 205 人、内部障害が 151 人となっており、この2つで約7割を占めています。

図表：障害種別身体障害者(児)数

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
視覚障害	障害児	0	0	0	0	0	0
	障害者	59	55	55	52	54	53
	小計	59	55	55	52	54	53
聴覚障害	障害児	0	1	2	0	0	0
	障害者	101	91	98	93	97	93
	小計	101	92	100	93	97	93
言語障害	障害児	0	0	0	0	0	0
	障害者	13	12	11	14	14	13
	小計	13	12	11	14	14	13
肢体不自由	障害児	3	2	2	2	2	2
	障害者	248	238	231	213	207	203
	小計	251	240	233	215	209	205
内部障害	障害児	1	1	1	0	0	0
	障害者	158	160	159	159	159	151
	小計	159	161	160	159	159	151
合計	障害児	4	4	5	2	2	2
	障害者	579	556	554	531	531	513
	小計	583	560	559	533	533	515

[出典]保健福祉課(各年4月1日現在)

図表：等級別身体障害者(児)数

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1級	障害児	2	1	1	0	0	0
	障害者	174	167	164	165	163	155
	小計	176	168	165	165	163	155
2級	障害児	1	1	1	1	1	1
	障害者	122	114	113	102	109	105
	小計	123	115	114	103	110	106
3級	障害児	0	1	1	0	0	0
	障害者	96	95	91	85	78	82
	小計	96	96	92	85	78	82
4級	障害児	1	1	1	0	0	0
	障害者	120	114	114	119	117	106
	小計	121	115	115	119	117	106
5級	障害児	0	0	1	1	1	1
	障害者	22	21	19	15	17	19
	小計	22	21	20	16	18	20
6級	障害児	0	0	0	0	0	0
	障害者	45	45	53	45	47	46
	小計	45	45	53	45	47	46
合計	障害児	4	4	5	2	2	2
	障害者	579	556	554	531	531	513
	小計	583	560	559	533	533	515

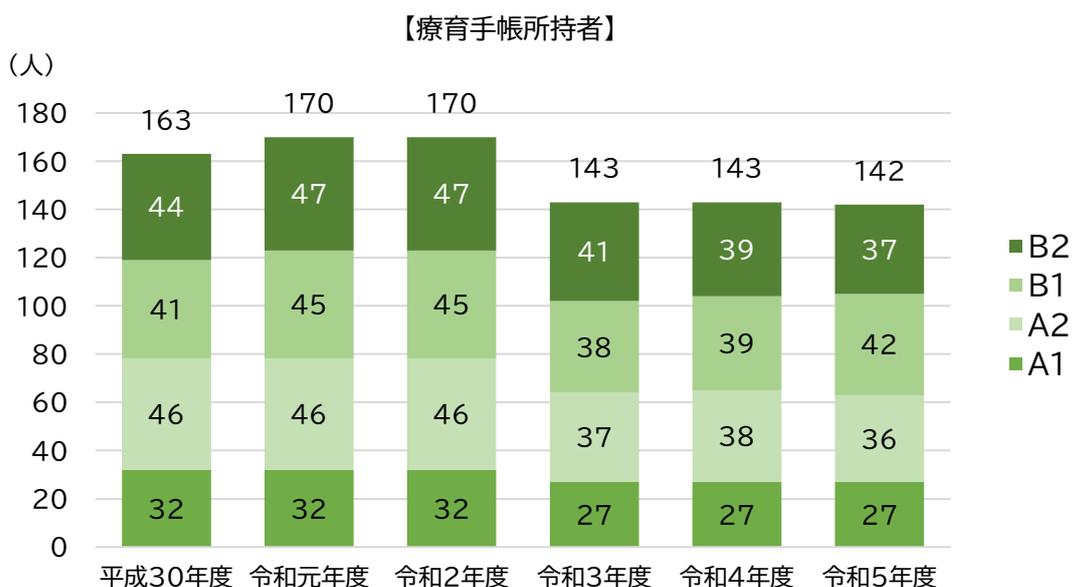
[出典]保健福祉課(各年4月1日現在)

(3) 療育手帳所持者

療育手帳とは、知的障害があると認められた方に交付される手帳です。障害の程度に応じて定められた基準にもとづいて、重度（A1・A2）とそれ以外（B1・B2）に判定されます。

療育手帳所持者は令和3年度に減少し、以降は横ばいとなっており、令和5年4月1日現在で142名となっています。

年代別にみると、18歳未満が10名、18歳以上が132名となっています。



	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児 (18歳未満)	15	16	16	17	15	10
障害者 (18歳以上)	148	154	154	126	128	132

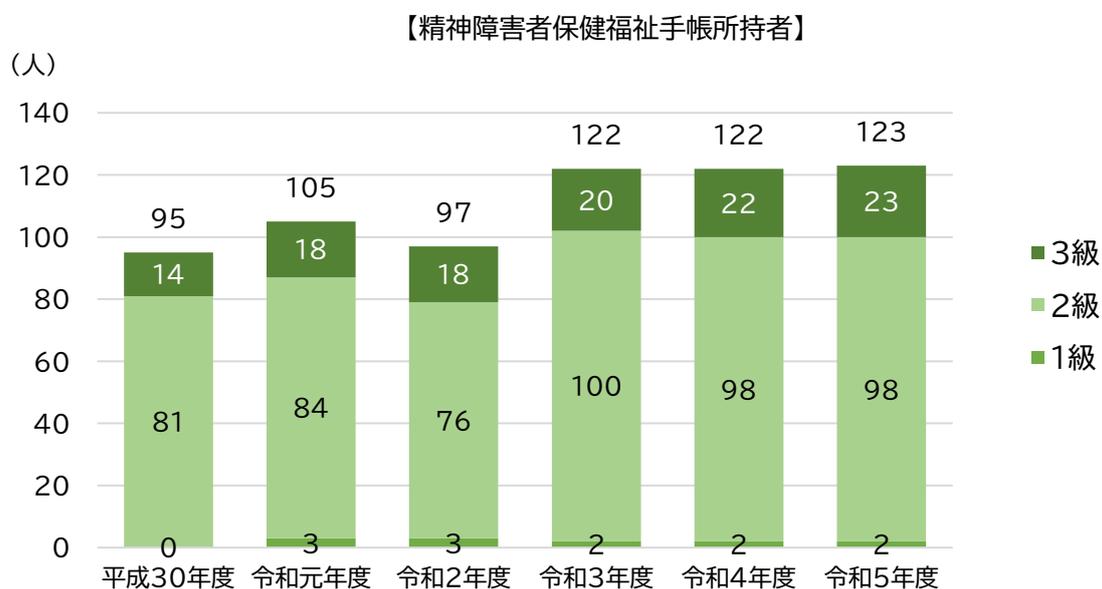
[出典]保健福祉課(各年4月1日現在)

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳とは、統合失調症・うつ病・てんかん・発達障害などの精神疾患に当てはまると認められた方に、交付される手帳です。障害の程度によって1級から3級までの等級があり、精神障害の状態・生活能力障害の状態を総合的にみて、等級が判断されます。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和3年度に増加し、以降は横ばいとなっており、令和5年4月1日現在で123名となっています。

等級区分別の構成比をみると、中度者である2級の割合が約8割を占めています。なお、18歳未満の手帳所持者はいません。

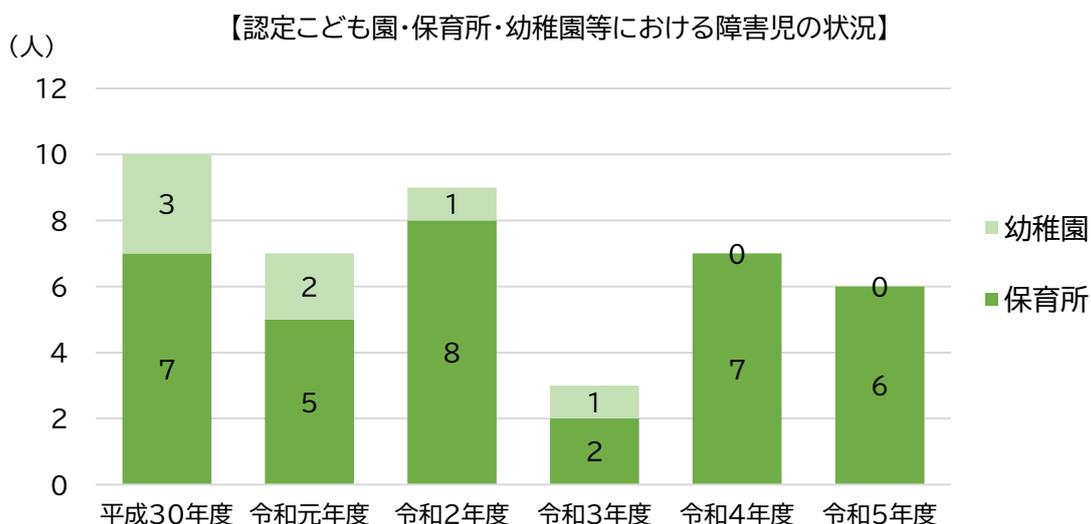


[出典]保健福祉課(各年4月1日現在)

(5) 障害児の保育・教育状況

① 保育所・幼稚園等における障害児数の状況

保育所・幼稚園等に通園している障害児数は、令和5年度で6名となっています。なお、本町において、障害児の受け入れが可能な保育所は7箇所、幼稚園は2箇所あります。



[出典]保健福祉課(各年4月1日現在)

② 特別支援学級児童数の状況

特別支援学級に通う児童生徒数の推移をみると、令和5年度で20人となっています。

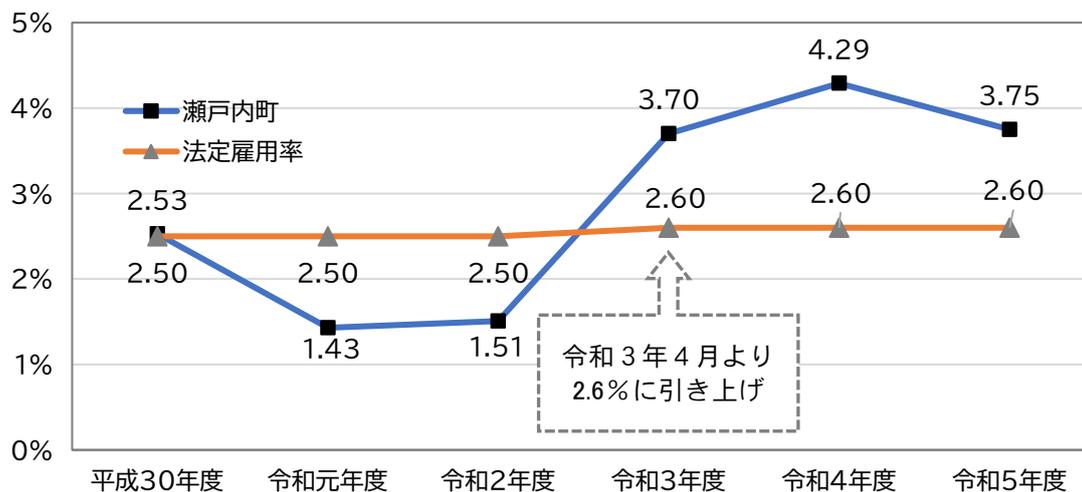


[出典]保健福祉課(各年4月1日現在)

(6) 瀬戸内町（役場）における障害者雇用の状況

本町における障害者雇用の状況をみると、令和3年度から法定雇用率を上回っています。今後も、毎年の身体障害者・知的障害者・精神障害者の雇用の促進に関し、職員の任命に関する状況を把握し、進捗管理を継続します。

【瀬戸内町における障害者雇用率の推移】



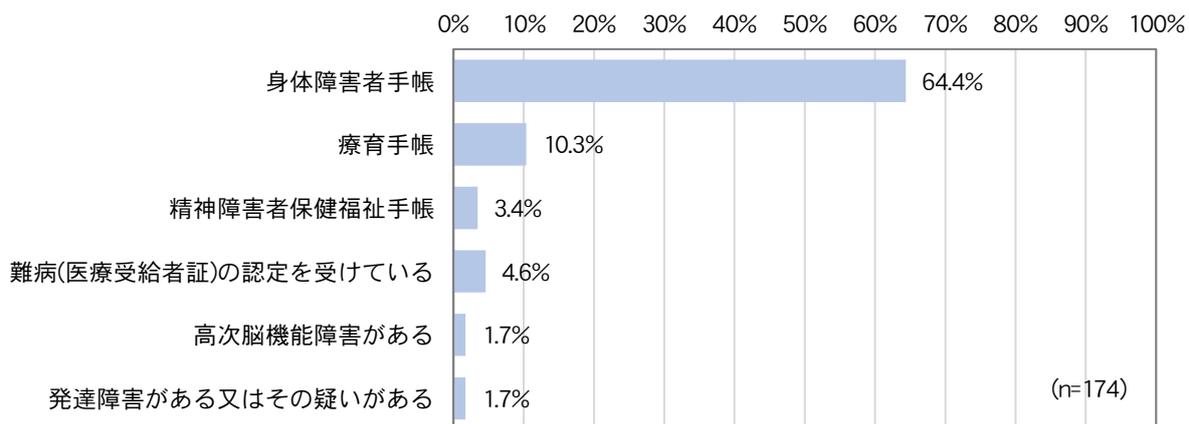
[出典]保健福祉課(各年4月1日現在)

2 アンケート調査結果



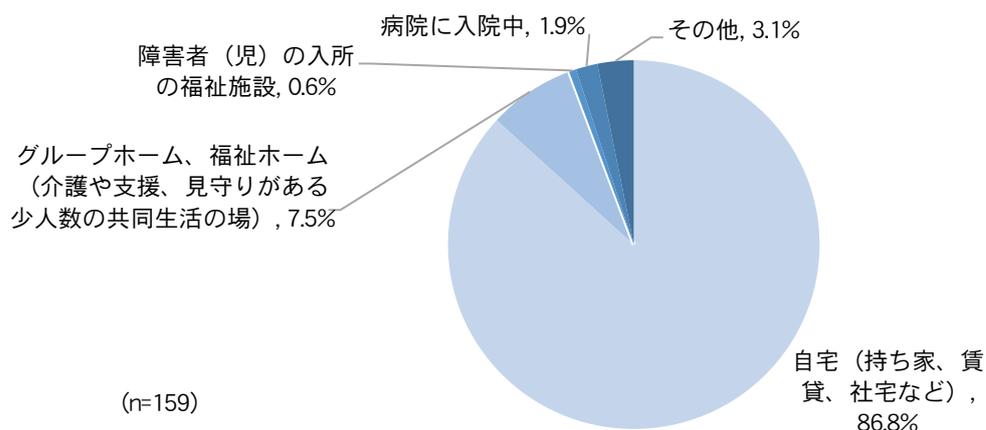
(1) 持っている手帳や障害、障害の程度について

「身体障害者手帳」とする割合が64.4%で最も高く、次いで「療育手帳」が10.3%、「精神障害者保健福祉手帳」が3.4%となっています。



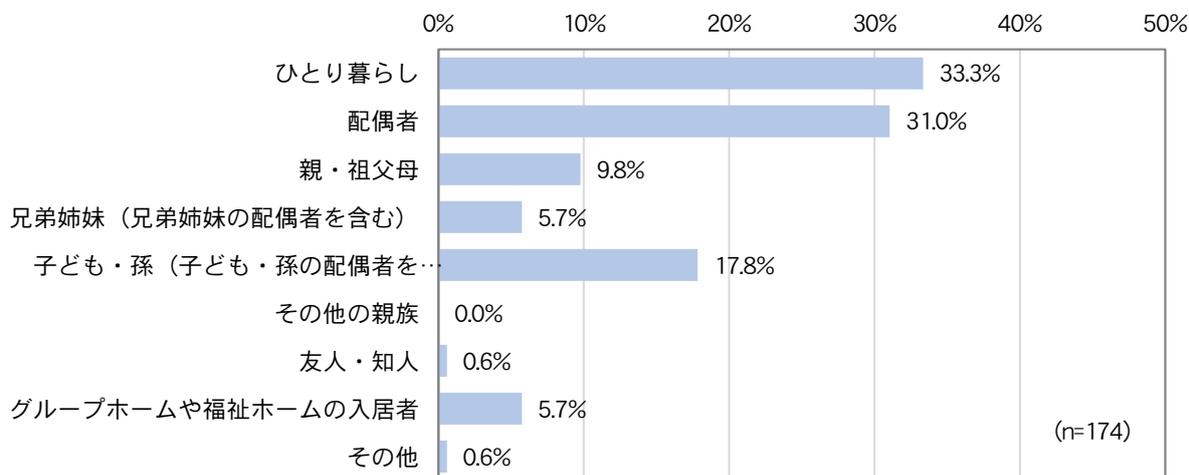
(2) 現在の住まいについて

「自宅（持ち家、賃貸、社宅など）」とする割合が86.8%で最も高く、次いで「グループホーム、福祉ホーム（介護や支援、見守りがある少人数の共同生活の場）」が7.5%、「その他」が3.1%となっています。



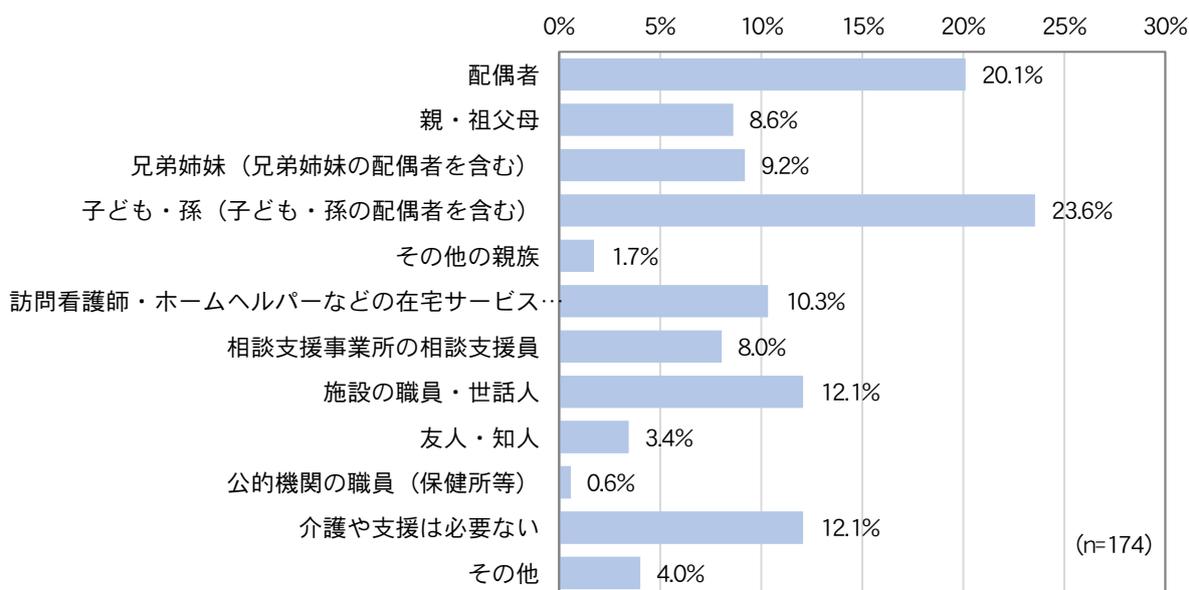
(3) 同居者について

「ひとり暮らし」とする割合が33.3%で最も高く、次いで「配偶者」が31.0%、「子ども・孫（子ども・孫の配偶者を含む）」が17.8%となっています。



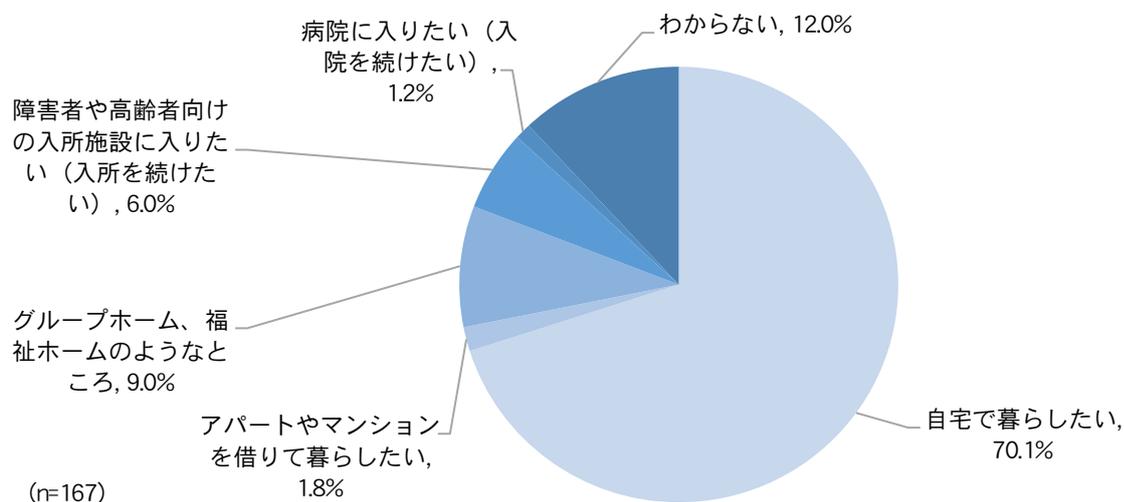
(4) 介護や支援をしている人

「子ども・孫（子ども・孫の配偶者を含む）」とする割合が23.6%で最も高く、次いで「配偶者」が20.1%、「施設の職員・世話人」と「介護や支援は必要ない」がともに12.1%となっています。



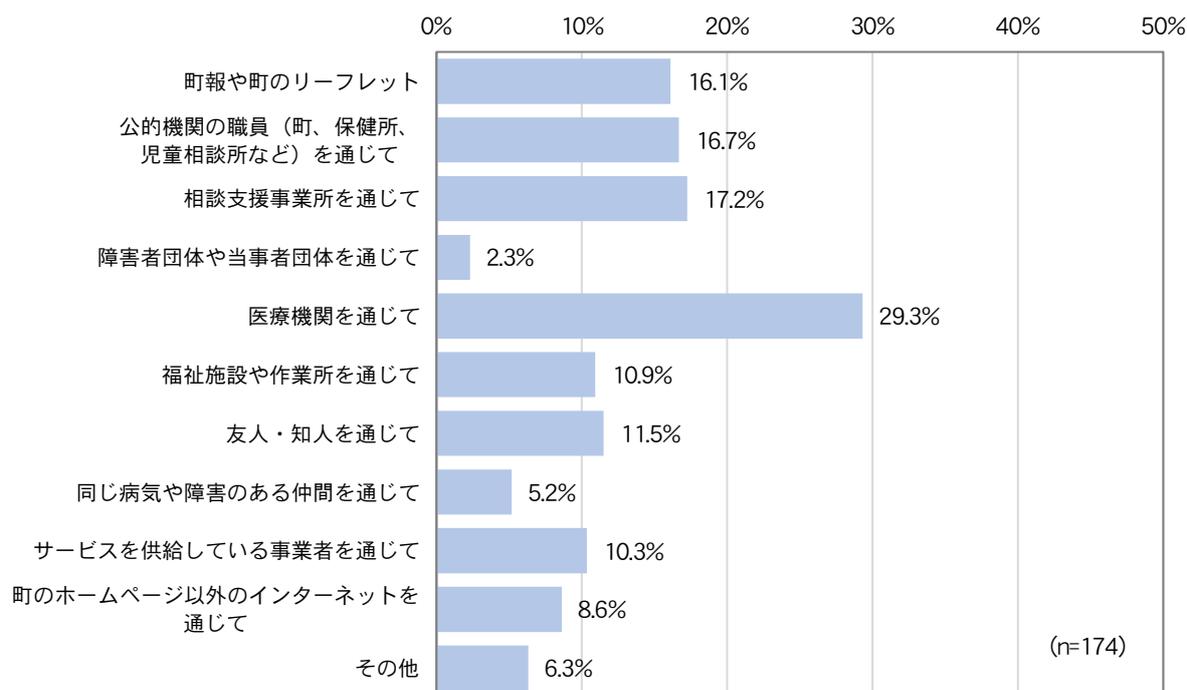
(5) 将来、望む暮らし方について

「自宅で暮らしたい」とする割合が70.1%で最も高く、次いで「わからない」が12.0%、「グループホーム、福祉ホームのようなところ（介護や支援、見守りがある少人数の共同生活の場）で暮らしたい」が9.0%となっています。



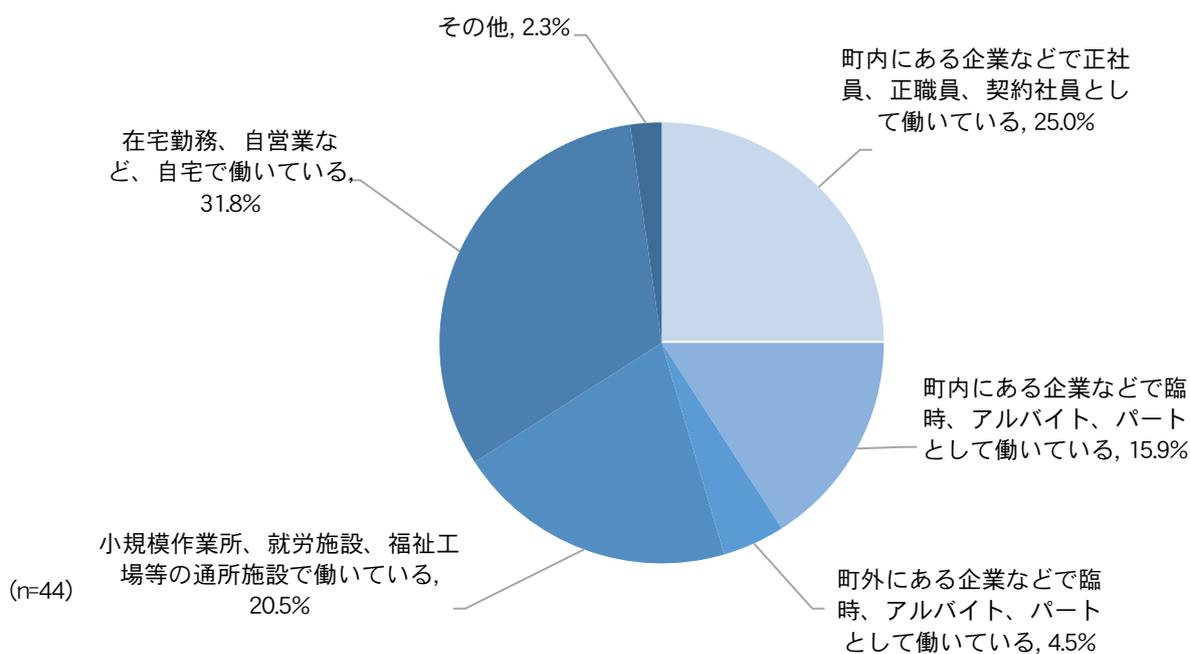
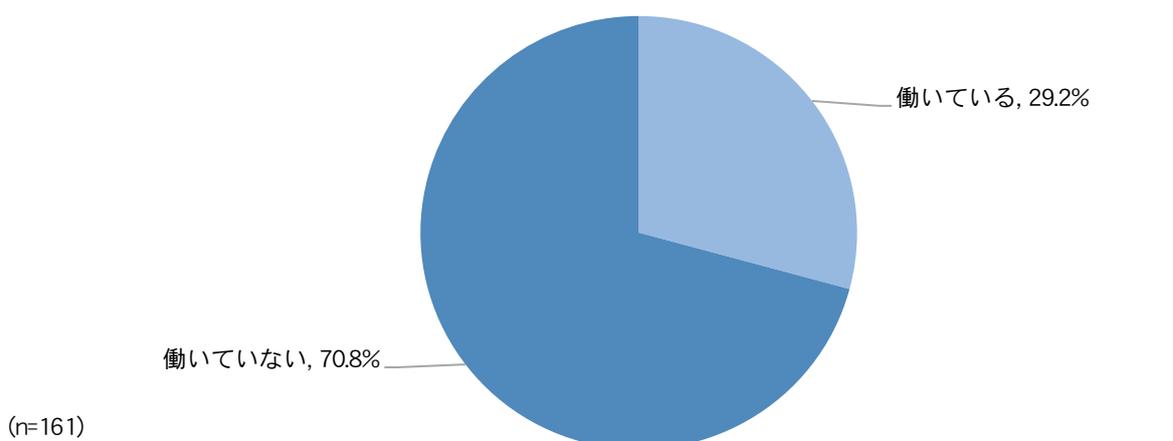
(6) 情報の入手について

「医療機関を通じて」とする割合が29.3%で最も高く、次いで「相談支援事業所を通じて」が17.2%、「公的機関の職員（町、保健所、児童相談所など）を通じて」が16.7%となっています。



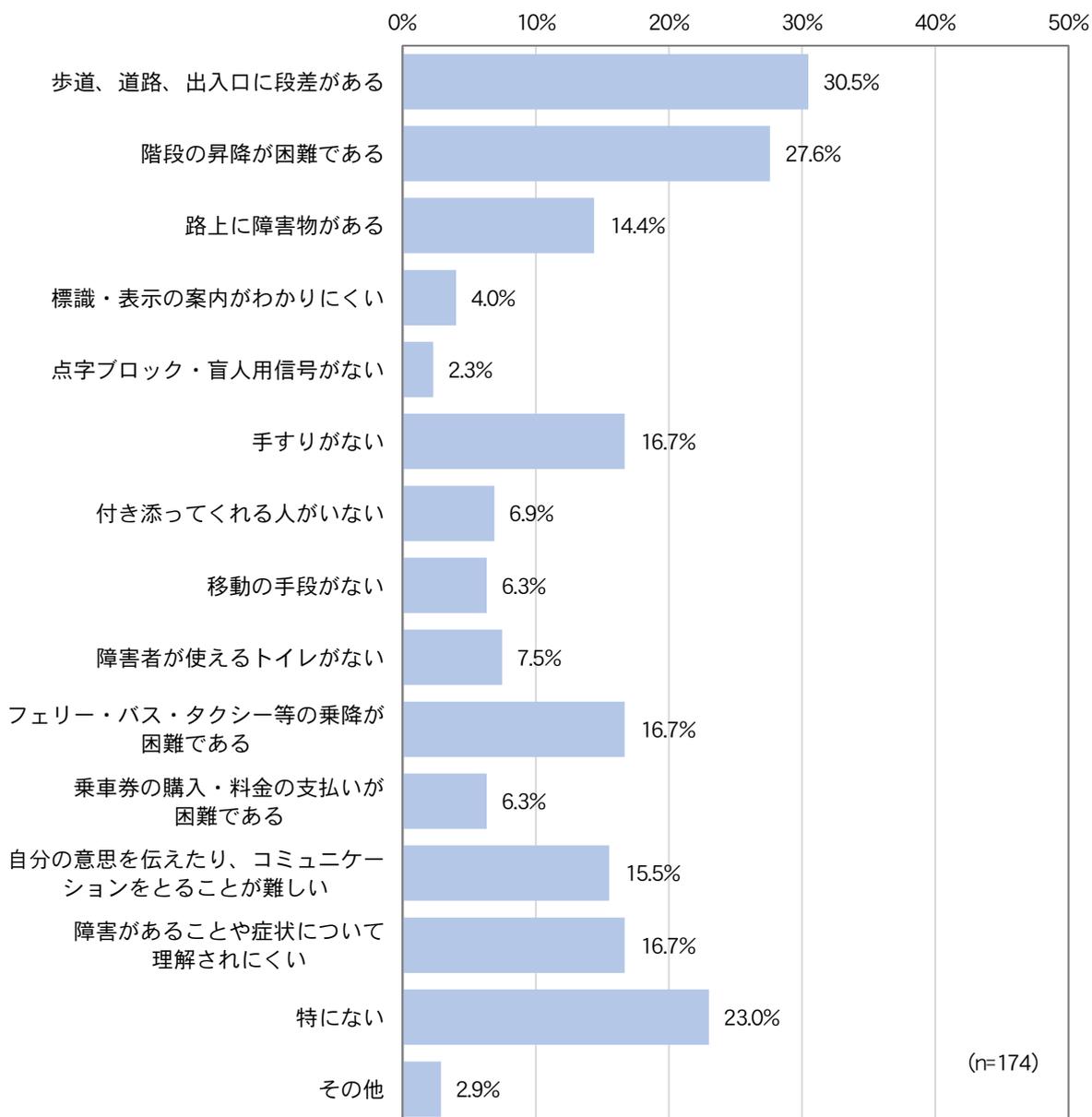
(7) 就労について

現在「働いている」とする割合が29.2%、「働いていない」が70.8%となっています。就労場所については、「在宅勤務、自営業など、自宅で働いている」とする割合が31.8%で最も高く、次いで「町内にある企業などで正社員、正職員、契約社員として働いている」が25.0%、「小規模作業所、就労施設、福祉工場等の通所施設で働いている」が20.5%となっています。



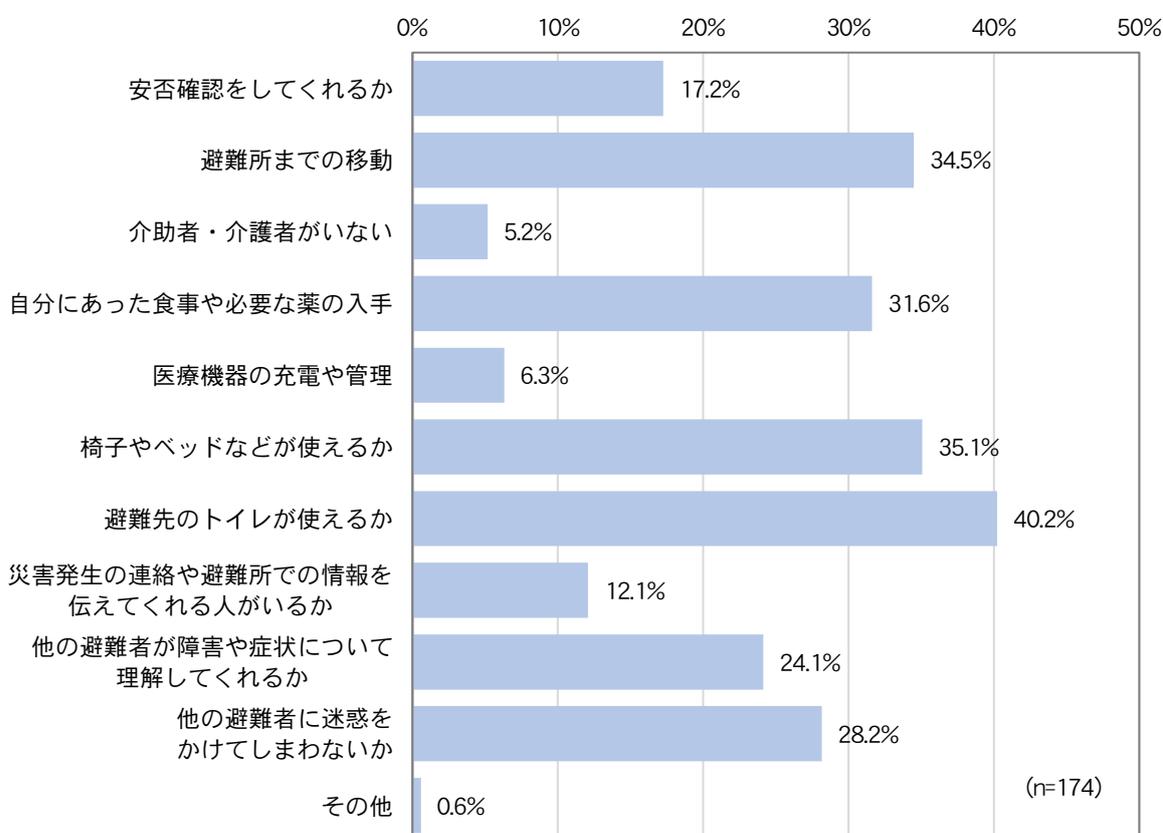
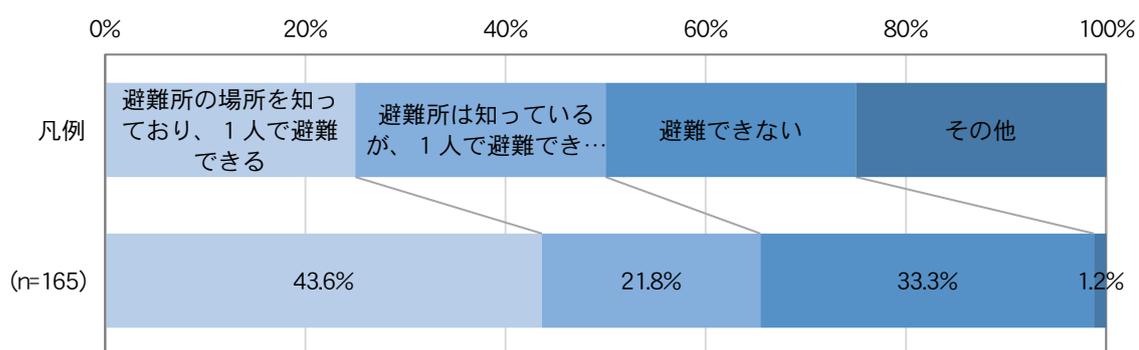
(7) 外出時の困り事について

「歩道、道路、出入口に段差がある」とする割合が30.5%で最も高く、次いで「階段の昇降が困難である」が27.6%、「特にない」が23.0%となっています。



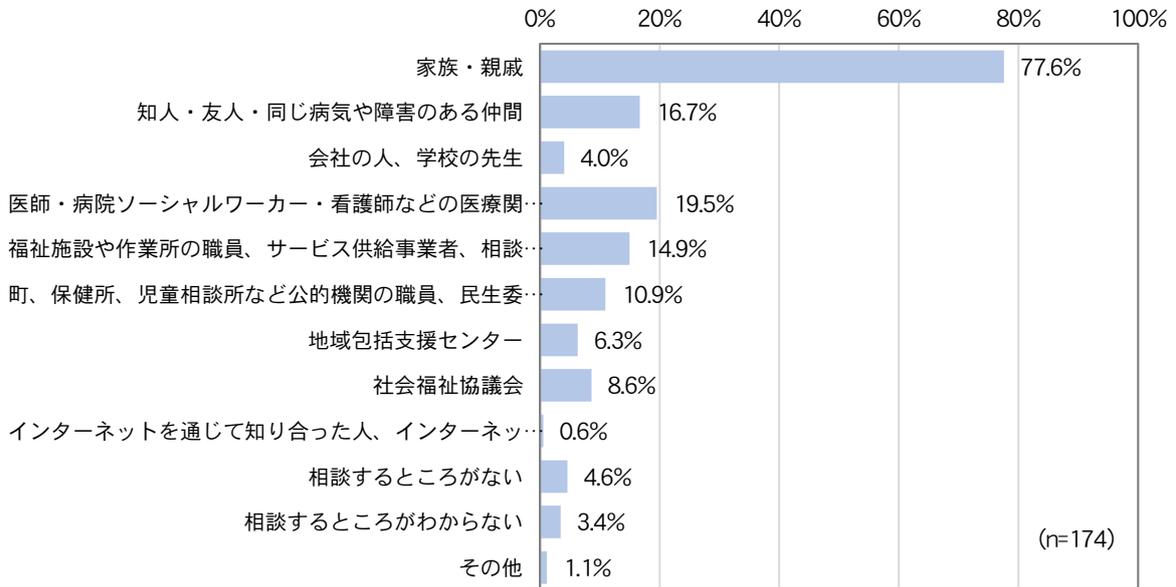
(8) 災害時について

災害発生時に「避難所の場所を知っており、1人で避難できる」とする割合が43.6%、「避難できない」が33.3%、「避難所は知っているが、1人で避難できない」が21.8%となっています。また、災害発生時や避難所での生活で、不安に思うこととしては、「避難先のトイレが使えるか」とする割合が40.2%で最も高く、次いで「椅子やベッドなどが使えるか」が35.1%、「避難所までの移動」が34.5%となっています。



(8) 相談相手について

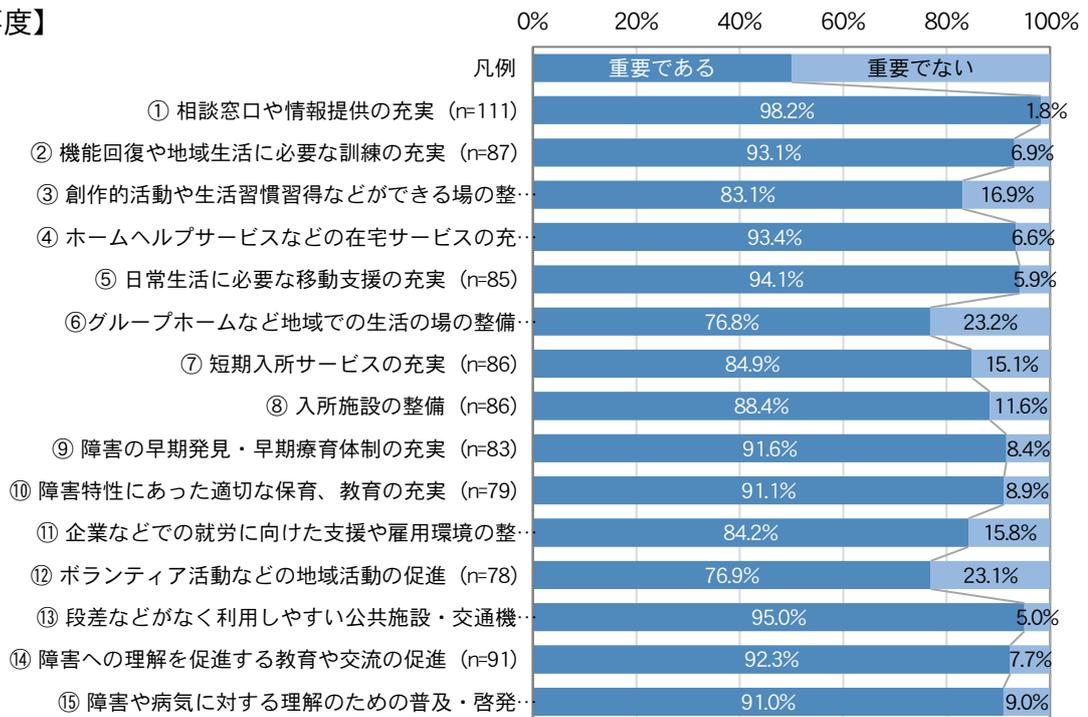
「家族・親戚」とする割合が77.6%で最も高く、次いで「医師・病院ソーシャルワーカー・看護師などの医療関係者」が19.5%、「知人・友人・同じ病気や障害のある仲間」が16.7%となっています。



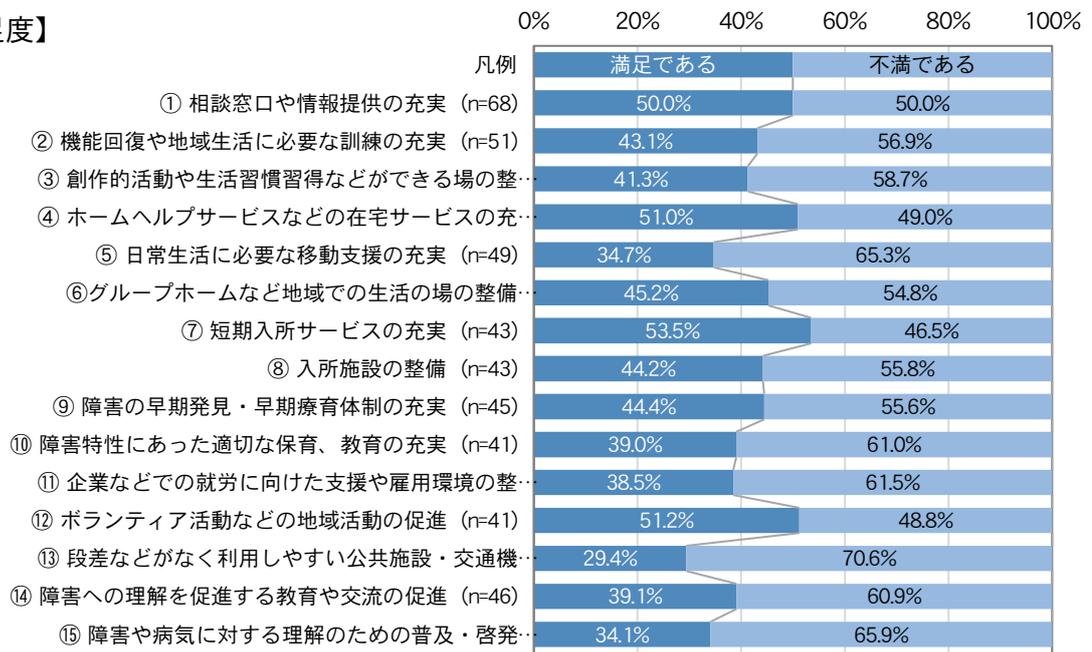
(9) 障害者が地域で自立して生活を送るために、重点的に取り組むべき施策の重要度と現在の満足度について

各施策の重要度と満足度は以下のようになっています。

【重要度】



【満足度】



第 3 章

計画の基本的な考え方

第 3 章 計画の基本理念

1 計画の基本理念



本計画は、国における第 5 次障害者基本計画と調和を図り、共生社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとします。

2 計画の基本的視点



(1) 主体性、自立性の確立

障害のある人は特別な存在でなく、障害のない人と同等の権利を有し、同じ社会の構成員です。また、障害のある人自身大きな可能性を有しているという考え方に立ち、障害のある人が社会の一員として、積極的に社会活動に参加していくということが大切です。さらに、障害の種類や程度に応じた支援を受けることができる環境を整えることは、ノーマライゼーションの観点からも重要です。このため、障害のある人が地域で自立するために必要な支援をニーズに合わせて提供するとともに、相談支援などにより常に障害のある人の声を聞き、自立意識の醸成とその能力を十分に発揮できるような施策の推進を図ります。

(2) ライフステージに沿った総合的な施策の推進

障害のある人に関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など広範な分野にまたがっています。したがって、その実施に際しては、関連機関の密接な連携を図るとともに、障害のある人の一人ひとりのライフステージに対応した総合的な施策の推進と、個人の選択を尊重した制度の確立を図ります。

(3) すべての人にやさしいまちづくり

障害者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障害者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティ¹に配慮した施設等の普及促進、障害者に配慮したまちづくりを総合的に推進していきます。

(4) 住民総参加によるノーマライゼーション²社会の実現

障害者施策の推進にあたっては、行政、とりわけ住民に最も身近な町が果たす役割は今後ますます大きくなります。しかしながら、真のノーマライゼーション社会は、行政のみで実現できるものではなく、関係団体、民間事業者、そして特に住民が障害のある人及び障害のある人の抱える課題を理解し、全員参加による取組を行うことにより初めて実現が可能となります。障害及び障害のある人に対する理解を深めることにより、すべての人々の心の壁を取り除き、住民の一人ひとりが障害のある人を取りまく問題を認識し、共に解決に向けて主体的に行動していける社会を目指します。

また、社会的障壁の除去を進めるにあたっては、障害者の参加を確保し、障害者の意見を施策に反映させるとともに、障害者・行政機関・事業者・地域住民といった様々な関係者が、障害のある人と障害のない人が同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブな社会）という共通の目標の実現に向け、協力して取組を進めていきます。

(5) 在宅生活・地域生活の重視

障害のある人が住みなれた家庭や地域で安心して暮らし続けられるよう、日常生活の自立と社会参加を支援する在宅サービスの充実、就労・文化活動など暮らしを支え生活の質を高める日中活動の場の確保に努めます。さらに、施設入所者や精神科病院入院者で退所(院)を希望する人の地域生活への移行を支援します。

(6) 障害の重複化・重度化及び障害のある人の高齢化への対応

重度の身体障害と知的障害が重複した人、医学的な療養を必要とする障害のある人、強度の行動障害のある人など、障害の重複化・重度化傾向がみられます。これらの人たちが基本的人権をもつ一人の人間として生活ができるよう、その生活の質の向上に努めます。

¹ アクセシビリティ

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

² ノーマライゼーション

高齢者や障害のある人などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

障害のある人全体に対する高齢者の割合は年々増大しています。高齢で障害のある人については、介護保険制度等の高齢者施策と連携を図りながら、生活の質の向上を目指します。

(7) 障害のある人の活躍の場の確保

交流、生きがい、社会参加といった視点から障害のある人の活動の場を見直し、障害のある人が、障害の種類や程度に応じて活動、就労ができる環境を整える必要があります。障害のある人の様々な能力を多くの人々が正しく理解し、障害のある人が適切な役割を担い、活躍できる社会を目指します。

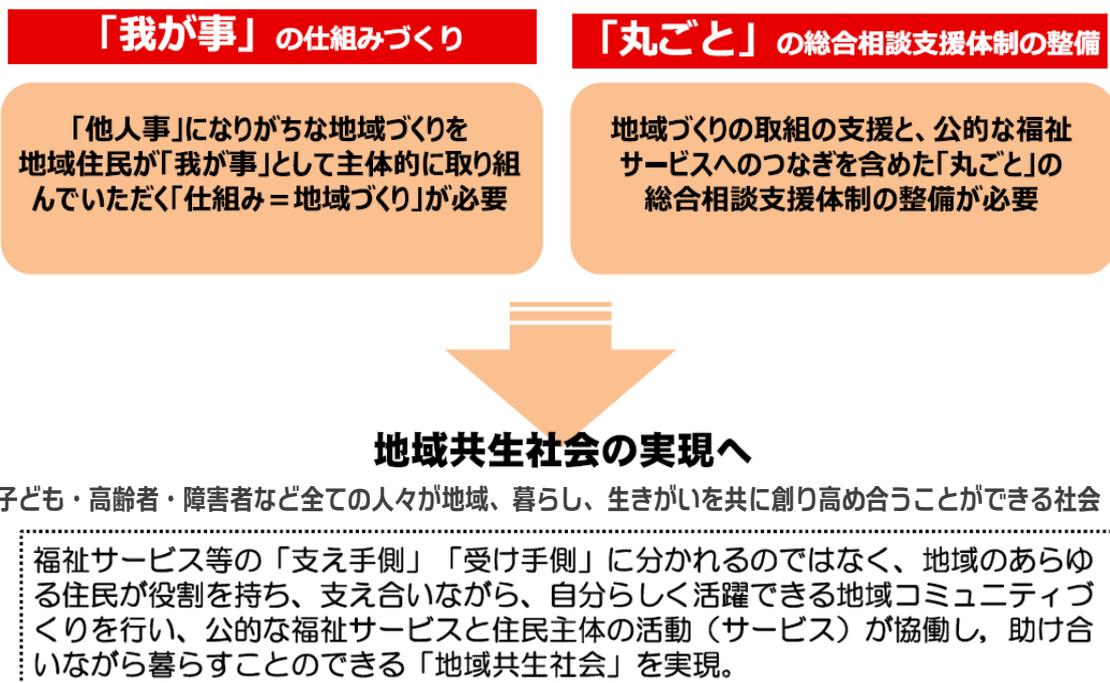
3 地域共生社会の実現に向けた取組



(1) チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきており、また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されたところです。

これを踏まえ、本町においても、地域共生社会の実現を確実なものとするため、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び本町における育児、介護、障害、生活困窮、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを推進していきます。

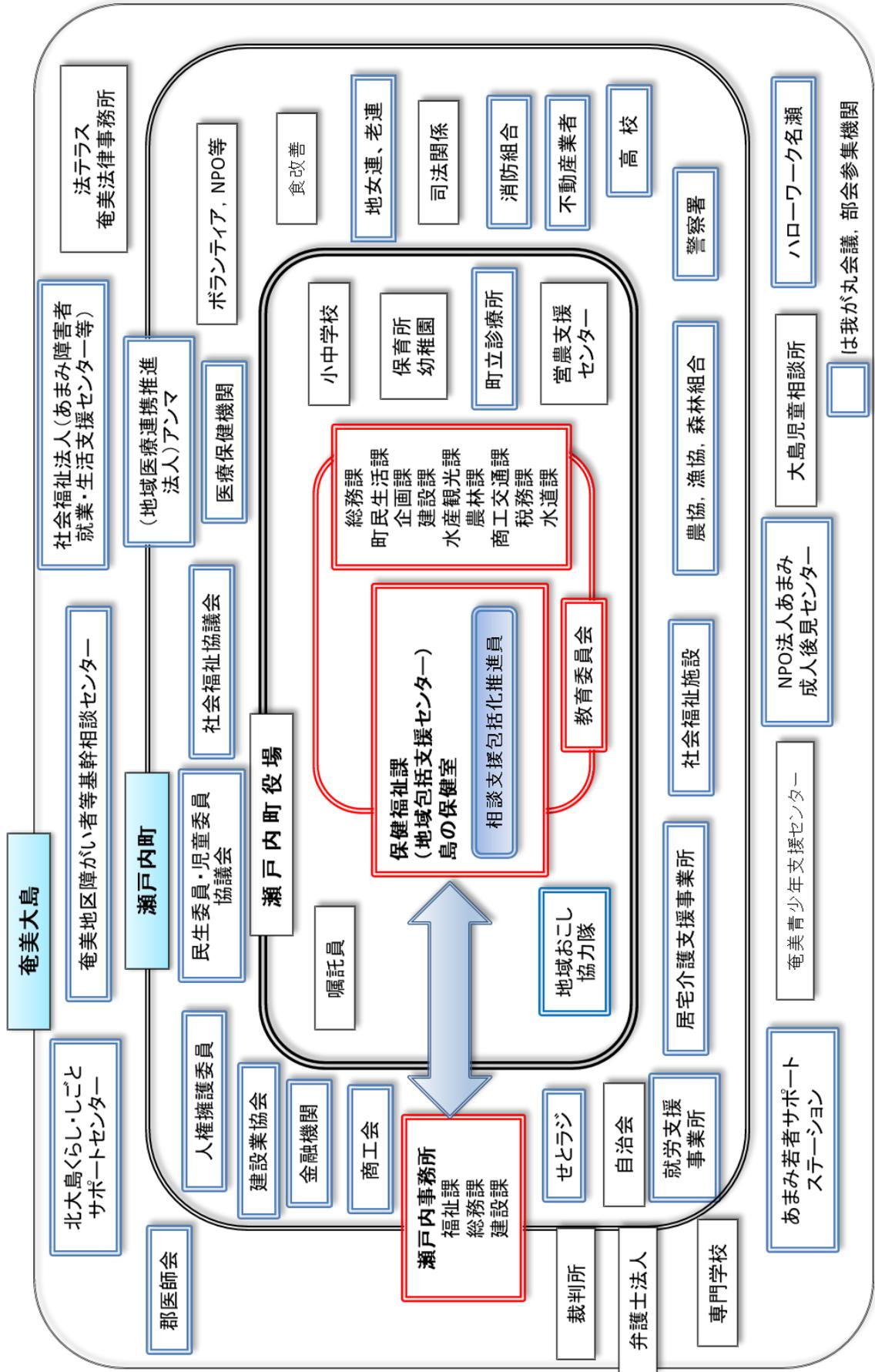


《他人事》から《我がごと》・《縦割り》から《丸ごと》へ

(2) 主な取組

- ・意識啓発：支え愛宣言、卓上ミニのぼり旗の設置、町民対象講演会
- ・相談支援包括化推進員の配置（保健福祉課、地域包括支援センター）
- ・ワンストップ相談窓口の検討
- ・“我が事・丸ごと”支え愛地域づくり推進会議、部会の設置
（相談支援部会、住まい部会、しごと部会）
- ・行政連絡会議の開催

相談支援部会	○要支援者等に関する情報の収集・共有化	・相談支援関係機関一覧表の作成 ・相談支援情報共有シートの作成
	○相談支援体制の整備の検討	・ワンストップ相談窓口の開設 ・相談支援包括推進員の配置
	○支援者の人材育成	・相談支援関係者対象セミナー ・職員研修
住まい部会	○施設ストックの情報集約	・各課が保有する施設（空き家・空き店舗、遊休施設を含む）の情報集約
	○町営住宅の入居者等の支援	・町営住宅の高齢入居者等の住み替えの仕組みづくり
	○身寄りがない公営住宅入居者の対応・支援の検討	・やどかりサポート鹿児島（連帯保証提供）との協定締結
しごと部会	○求人・求職情報の集約・提供	・ハローワークの求人情報の提供
	○各事業所の人材確保や人材育成対策	・事業所アンケートの実施
	○就労分野も含めた地域づくり	・研修会の開催



「我が事・丸ごと」の地域づくり

「チームせとうち “我が事・丸ごと” 支え愛事業」

◎多様化する課題（困りごと）

介護、医療、子育て、教育、障害、住まい、しごと、家計…

◎「我が事・丸ごと」とは？ ←→ 他人事・一点の支援（「縦割り」）

住民（地域）の課題を「我が事」と捉え、包括的に受けとめ必要に応じて支援機関に相談
→ 本質的な課題をとらえ関係機関と連携して支援調整する。×「たらい回し」×「待ちの姿勢」

◎地域共生社会：全ての人に居場所があり、生きがいを共につくり高め合う社会

“我が事・丸ごと” 支え愛のまち

住民に身近な圏域

住民が主体的に地域の課題を解決！

民生委員・児童委員、老人クラブ、サロン、推進員、学校、
地域おこし協力隊、PTA、自治会、NPO・・・

連携

相談支援包括化推進員

各制度における相談支援機関を総合的にコーディネートする相談支援包括化推進員を配置

市町村域（支援機関）

相談支援機関が包括的・総合的に支援！

役場各課、福祉事務所、社協、医療・介護・福祉機関、商工会、
くらし・しごとサポートセンター、農林水産業者・・・

街おこし、産業振興

地域共生社会

4 施策の体系



分野		基本的施策
1	啓発・広報	(1)啓発・広報の推進
		(2)福祉教育の推進
		(3)ボランティア活動の推進
2	教育	(1)教育相談、就学指導體制の充実
		(2)障害のある幼児・児童・生徒に対する教育の充実
		(3)生涯学習の充実
3	雇用・就業	(1)障害のある方の職業的自立の支援
		(2)障害のある方の雇用機会の拡大の推進
		(3)職業相談に関するハローワークへの紹介等の推進
		(4)職業訓練の場の確保
4	保健・医療	(1)母子保健対策の充実・推進
		(2)成人保健対策の充実・推進
		(3)医療・リハビリテーションの充実
		(4)精神保健対策の充実・推進
		(5)障害の原因となる傷病の予防と対策
		(6)専門従事者の養成・確保
5	福祉	(1)地域福祉の推進
		(2)自立と社会参加の促進
		(3)障害福祉サービスの適切な提供
		(4)専門従事者の養成・確保と障害者(児)団体の活性化
		(5)人権保護と虐待防止対策の拡充
6	生活環境	(1)総合的な福祉のまちづくりの推進
		(2)住宅環境の整備
		(3)公共建築物等の改善
		(4)選挙等における配慮
		(5)移動・交通対策の推進
		(6)防犯・防災対策の推進
		(7)障害のある方の消費者保護対策の充実
		(8)相談体制及び情報収集・提供
		(9)司法手続きにおける配慮
		(10)感染症対策にかかる体制整備
7	教育・育成	(1)スポーツ・レクリエーションの振興
		(2)文化活動の振興

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

1 啓発・広報



町広報誌を活用し、「完全参加と平等」の視点に立った住民の意識啓発の促進に努め、障害のある方の自立及び社会参加については、民間団体等との緊密な連携協力を行っています。毎年、障害者週間後に障害者レクリエーション大会（福祉運動会）を開催しており、町の各種イベント等の支援、パンフレット等の作成・配布等を行い、相互交流の促進を行っています。

学校教育においては、関係機関と連携して、障害のある方と児童・生徒との交流活動を支援・促進し、「福祉の心」や障害に対する正しい理解と配慮を育み、互いの違いを認め合って協力し合う人間尊重の精神を涵養しています。また、児童・生徒のボランティア活動についての理解を深めるとともに、障害のある方や児童・生徒自身が能力と適性において、積極的に参加する機会の確保に努めています。

地域において保健所・各種福祉団体等と連携し、職場や地域・家庭等における福祉施設体験学習会や福祉講演会等を開催し、障害のある方とのふれあい交流の促進や福祉教育の拡大に努めています。

地域住民主導によるボランティア活動への積極的な参加を勧めており、関係機関・団体をはじめ学校・地域・家庭や企業等と連携し、活動に必要な知識や技術に関する研修等の拡充に努めています。

基本的施策

(1) 啓発・広報の促進

- 町広報誌等の活用を図り、各関係機関や地域活動等との連携を通して、障害のある人もない人も地域の中でともに暮らし、学ぶというノーマライゼーションの理念のもとに、「完全参加と平等」の視点に立った住民の意識啓発の促進に努めます。
- 「障害者週間（12月3日～9日）」「人権週間（12月4日～10日）」「障害者雇用支援月間（9月）」等の意義を町民に理解してもらうための広報を推進します。
- 障害のある方の自立及び社会参加の支援等を行う民間の団体等との緊密な連携協力のもとに、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施します。
- 障害者の自立意識の向上と、障害及び障害のある方に対する町民の理解を深める

ため、自主活動や仲間づくりのイベント等を支援し、相互交流の促進を図ります。

- 各種保険福祉制度の周知のため、より分かりやすいパンフレット等の作成・配布に努めます。
- 知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害など、より一層の町民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図ります。

(2) 福祉教育の推進

- 学校教育において関係機関と連携して、障害のある方と児童・生徒との交流活動を支援促進し、「福祉の心」や障害に対する正しい理解と配慮を育み、互いの違いを認め合って協力し合う人間尊重の精神を涵養します。
- 地域において保健所・各種福祉団体等と連携し、職場や地域・家庭等における福祉施設体験学習会や福祉講演会等を開催して、障害のある方とのふれあい交流の促進や福祉教育の拡大に努めます。

(3) ボランティア活動の推進

- ボランティア活動の拠点である社会福祉協議会との連携を密にし、地域住民主導による積極的な参加を促進します。
- 学校教育において、児童・生徒のボランティア活動についての理解を深めるとともに、障害のある方や児童・生徒自身が能力と適性において、積極的に参加する機会の確保に努めます。
- 地域のボランティア団体等に専門的な情報を提供するとともに、これらの関係機関団体をはじめ学校・地域・家庭や企業等と連携し、活動に必要な知識や技術に関する研修等の拡充に努めます。
- 健康づくり推進員、民生委員・児童委員等の見守り活動や住民が主体となったサロン活動等を通じて、みんなで支え合う地域づくりを推進します。

2 教育



町教育委員会・各学校等と連携を図り、特別な教育的対応の必要性についての共通理解の促進と、特別支援教育の充実、就学指導體制の整備等を行っており、教育支援委員会（特別支援連携協議会）を定期的を開催しています。専門的な知識と経験が求められる就学指導担当者の資質の向上と、教職員の役割の重要性を考慮し、教育形態に応じた専門的研修を推進して、使命感や職責感の高揚と指導力の向上を図っています。また、校内の指導體制を確立するとともに、地域に開かれ支えられた障害児教育の充実に努めています。

関係機関・事業所・学校等と連携を図り、家庭での取り組みについて、保護者研修の機会を持ち、保護者の様々な疑問に答える具体的な情報提供に努めています。また、保護者のサークル活動等への情報提供や支援を行っています。

学校・地域・家庭をはじめ関係機関団体等と連携して、スポーツ・レクリエーション・ボランティア活動等、様々な場面での生涯学習の充実に努めています。

基本的施策

(1) 教育相談、就学指導體制の充実

- 障害のある児童・生徒の実態を的確に把握し、保護者や本人の考え方や意見を聞いたうえで、特別な教育的対応の必要性についての共通理解の促進を図ります。
- 円滑な就学手続きのために、早期から保護者の理解と協力が得られるよう、保護者の様々な疑問に答える具体的な情報提供に努めます。
- 学校内における連携を深め校内就学指導體制の充実に努めるとともに、教育委員会において各種の研修会を開催したり、手引書を作成・配布したりするなどの施策を講じ、専門的な知識と経験が求められる就学指導担当者の資質の向上を図ります。
- 教育支援委員会（特別支援連携協議会）の運営を充実させ、障害のある児童・生徒の適切な就学指導を講じます。

(2) 障害のある幼児・児童・生徒に対する教育の充実

- すべての教職員が、障害のある児童・生徒を正しく理解・認識できるよう、校内の指導體制を確立するとともに、特別支援教育の充実、就学指導體制の整備等を行います。
- 障害のある児童・生徒の教育における教職員の役割の重要性を考慮し、教育形態に応じた専門的研修を推進して、使命感や職責感の高揚と指導力の向上を図ります。

- 障害のある児童・生徒が、地域社会で障害のない児童・生徒と交流する学習機会を設け、両者がともに育つ、地域に関われ支えられた障害児教育の充実に努めます。
- 障害のある幼児・児童・生徒の多くが言語に遅れがあることから、家庭での取り組みについて保護者研修の機会を持ちます。また保護者のサークル活動等への情報提供や支援を行います。

(3) 生涯学習の充実

- 障害のある方が生涯を通じて、健やかで生きがいのある生活を送ることができるよう、学校・地域・家庭をはじめ関係機関団体等と連携して、スポーツ・レクリエーション・ボランティア活動等、様々な場面での生涯学習の充実に努めます。
- 地域で実施される生涯学習活動の広報活動を積極的・継続的に実施し、参加の促進を図ります。

3 雇用・就業



ハローワーク及び奄美障害者就業・生活支援センター等と連携し、多様な就業先の確保に努めており、障害者職業能力開発校の利用が確実に結びつくよう検討を加えながら、継続的な支援に努めています。

国や県と連携し、民間企業の活用とノウハウを活かしながら、個々の特性に応じた適正な雇用管理を行い、雇用の安定と機会の拡大に努めています。また、奄美障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、障害者の雇用機会の拡大に努め、ハローワークとの協力で、働きやすい環境の整備に努めています。

就職を希望する障害者等に対して、ハローワークへの紹介と、奄美障害者就業・生活支援センターへの登録を推進しています。関係機関と密に連携し、就労支援施設等の整備や就労の場の確保に努めています。

基本的施策

(1) 障害のある方の職業的自立の促進

- 障害のある方の職業選択の自由を尊重しつつ、能力に応じて適切な職業に従事できるよう、多様な就業先の確保に努めます。
- 障害者就業・生活支援センターについて窓口での紹介を行うとともに、障害者職業能力開発校の案内等については広報誌等も活用し、確実に利用に結びつくような検討を加えながら継続的な支援に努めます。

(2) 障害のある方の雇用機会の拡大の推進

- 民間企業及び本町職員の採用について、障害のある方の優先雇用に向けた施策を展開するとともに、法定雇用率の達成をはじめ、特別枠での採用・雇用率の目標値等についても設定を設けて雇用機会を拡大します。
- ハローワークと協力して雇用主に対する働きかけを行い、働きやすい環境の整備に努めます。
- 国や県と連携し、民間企業の活用とノウハウを活かしながら、個々の特性に応じた適正な雇用管理を行い、雇用の安定と機会の拡大に努めます。

(3) 職業相談に関するハローワークへの紹介等の推進

- 就職を希望する障害者等に対しては、ハローワーク（公共職業安定所）への紹介等を推進します。

(4) 職業訓練の場の確保

- 一般的な雇用が困難な障害のある方に対しては、就労支援施設等の整備や就労の場の確保に努めます。



4 保健・医療

令和2年10月より子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に応じ、各種教室の開催や家庭訪問などを実施しています。安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう、切れ目のない支援を目指しています。

母子健康手帳発行の際に、個別に面談を行い、健康状態の確認や心配事の相談に応じています。必要な場合には、妊娠期から産後のサポートへ向けての計画立案など母親とともに行っていきます。出産後はできるだけ早い時期の新生児訪問を行っており、母乳ケアや児の体重チェックなど、支援継続が必要な場合は、産後ケアとして再訪問を実施しています。

子育て・発達支援事業としては、妊娠期から産褥期にかけては「ママのほっとサロン（月1回）」、子育て期には「ベビーマッサージ（月1回）」や「ぼっかぼっくらぶ（週3回）」を開催しています。乳幼児健診（4ヶ月児、6～7ヶ月児、10ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児）と歯科検診（1歳児、1歳6ヶ月児、2歳半児、3歳児）を実施し、発達、育児、栄養、歯科などの相談に応じています。健診結果より、発達支援が必要なお子さんへは、親子教室（わくわくキッズ）への参加をすすめたり、発育発達クリニックなど療育相談機関を案内するなど調整を図っています。

職場や医療機関との連携を強化し、地域ぐるみで生活習慣病等の疾病予防、早期発見・早期治療、健康増進等に関する啓発活動を推進し、関係課・係との連携で、健康診査等の実施や疾病等に関する健康相談、健康教育活動の充実を図っています。

医療・介護の給付又はリハビリテーションの提供に当たっては、障害のある方の人権を十分に尊重し、可能な限り身近な場所で受けられるよう必要な施策を行い、各種制度の公費助成等を積極的に実施することにより、早期治療の徹底を図っています。また、関係機関・事業所等と連携し、在宅サービスの充実を図っています。

関係機関・病院等と連携し、合併症や日常生活における留意事項等必要な知識の普及と、休日や夜間の救急医療体制の整備に努めています。関係機関・医療機関等と連携し、それぞれの生活の場における住民の心の健康について、正しい知識の普及啓発に努め、中高年のうつ病や妊産婦の産後うつ病等への早期の対応を図るための取り組みを行っています。

関係機関・事業所等と連携して、精神障害回復者の社会復帰訓練のあり方等を研究・検討し、段階的な社会参加を支援し、継続的な支援を図り、精神障害者が社会参加しやすい環境を整備しています。また、病院等と連携し、精神障害者家族会等による啓発活動を支援し、精神障害者を地域で支える体制づくりに努めています。

障害の原因となる傷病の予防や治療が困難な難病等について必要な知識の普及に努め、調査や研究に協力するとともに、難病等に係る施策をきめ細かく推進して

います。また、専門的技術を有する質の高いマンパワーの確保が不可欠であるため、理学療法士・作業療法士・看護職員等の専門従事者の養成・確保に努めています。

精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

基本的施策

(1) 母子保健対策の充実・推進

- 障害の発生予防・早期発見のために、ハイリスク母子保健訪問指導を継続的に実施します。
- 妊産婦・新生児や乳幼児・障害のある児童・生徒に対する健康教育・健康指導・健康診査・電話相談等の充実を図ります。
- 予防接種の適切な実施等に努めるとともに、正確な母子保健の知識を広く市民全体に普及します。
- 乳幼児期の不慮の事故を防止するために、乳幼児健康診査や子育て教室等の機会を利用して、不慮の事故に関する正しい知識、危険因子、予防対策等の普及啓発に努めます。
- 母子保健との連携・県こども総合療育センターとの連携を強化し、発達障害への理解の促進を図ります。

(2) 成人保健対策の充実・推進

- 職場や医療機関との連携を強化し、地域ぐるみで生活習慣病等の疾病予防、早期発見・早期治療、健康増進等に関する啓発活動の推進に努めます。
- 適正な栄養・運動・休養等、健康的な生活スタイルの確立のため、積極的な健康づくりを推進します。
- 後遺症としての肢体不自由・視覚障害、様々な内部障害をきたす脳血管疾患、高血圧や骨粗鬆症、糖尿病等の生活習慣病の予防のため、地域における健康診査等の実施や疾病等に関する健康相談、健康教育活動の充実を図ります。

(3) 医療・リハビリテーションの充実

- 医療・介護の給付又はリハビリテーションの提供に当たっては、障害のある方の人権を十分に尊重し、可能な限り身近な場所で受けられるよう必要な施策を実施します。
- 乳幼児医療費、重度心身障害者医療費、老人医療費、ひとり親家庭医療費等の公

費助成を積極的に実施し、早期治療の徹底を図ります。

- 障害のある方の自立支援のために、訪問看護、リハビリテーション、訪問指導等の在宅サービスの充実を図ります。
- 障害のある方自身や家族等の関係者に対して、合併症や日常生活における留意事項等、必要な知識を普及します。
- 障害のある方の健康保持増進を図り、適切な医療サービスを提供するために関係機関との連携を密にし、休日や夜間の救急医療体制の整備を検討します。

(4) 精神保健対策の充実・推進

- 各年代における日常の生活様式や習慣を重視し、ライフステージや家庭・学校・職場・地域といったそれぞれの生活の場における市民の心の健康について、正しい知識の普及啓発に努めます。
- 中高年のうつ病や妊産婦の産後うつ病等の心の健康問題に関して、スクリーニングを実施する等、早期の対応を図るための取り組みを進めます。
- 保健センター等における精神保健相談や援助体制の充実に努めるとともに、精神障害回復者の社会復帰訓練のあり方等を研究・検討し、段階的な社会参加を支援します。
- 精神障害者に適切な受療の機会を提供するとともに、関係機関等と連携して継続的な支援を図り、精神障害者が社会参加しやすい環境を整備します。
- 精神障害者家族会等による啓発活動を支援し、精神障害者を地域で支える体制づくりに努めます。

(5) 障害の原因となる傷病の予防と対策

- 障害の原因となる傷病の予防に必要な知識の普及に努めます。
- 障害の原因となる予防や治療が困難な難病等について、調査や研究に協力するとともに、難病等に係る施策をきめ細かく推進します。

(6) 専門従事者の養成・確保

- 保健医療対策の推進にあたっては、専門的技術を有する質の高いマンパワーの確保が不可欠であるため、理学療法士・作業療法士・看護職員等の専門従事者の養成・確保に努めます。

5 福祉



障害のある方や高齢者が、住み慣れた地域で生活を営めるよう、在宅福祉を中心とした福祉サービスを行っており、社会福祉協議会と連携し、町民の参加と協力を得て、近隣保健福祉ネットワークの充実に努めています。

福祉・介護サービスを適切に提供できる体制を整備し、日常生活の援護等を図り、障害のある方の自立した生活を支援しています。障害のある方の自立と社会参加の促進に向けて、言語（手話を含む）その他の意思疎通の手段について、選択の機会の確保に努め、関係機関・事業所等と連携し、障害のある方の社会参加を支援しています。また、障害福祉サービスが、より多くの人に認知されるように、関係機関と連携し広報活動を行っています。

関係機関・事業所等と連携し、障害区分認定審査会を定期的開催して、適切な障害認定区分の判定や障害福祉サービスの給付業務の提供を行い、障害のある方が地域で生活する上で、適切にサービス提供されているかを検討し、就労や自立へ向けた必要な支援を行っています。また、関係機関・団体と連携し、身体障害者相談員等の活動の活性化を図り、障害者団体との連携のもとに、各団体が実施する事業の利用促進を図り活性化に努めています。

奄美地区障害者自立支援協議会（奄美地区障害者虐待防止センター）の中で、関係機関と連携を密にし、障害のある方だけでなく高齢者や児童の虐待防止活動や権利保護活動への取り組みを強化し、障害者虐待を発見した人に対して、速やかに関係機関への通報を行うよう周知徹底を図っています。

ヤングケアラーを始めとする障害者の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、こども等の負担軽減を図る観点も含め、障がい者の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。

基本的施策

（１）地域福祉の推進

- 障害のある方や高齢者が、住み慣れた地域で生活を営めるよう、在宅福祉を中心とした福祉サービスの充実と総合的な推進に努めます。
- 地域福祉活動を推進する社会福祉協議会が中心となり、町民の積極的な参加と協力を得ながら、近隣保健福祉ネットワークの充実に努めます。
- 障害者のニーズに対応したサービスの提供が行えるよう、地域生活支援事業の充実に努めます。
- 障害のある方や高齢者等、援護が必要な方達に対する福祉・介護サービスを適切に提供できる体制を整備します。

(2) 自立と社会参加の促進

- 生活支援体制の充実や居住の場の確保、日常生活の援護等を図り、障害のある方の自立した生活を支援します。
- 障害のある方の自立と社会参加の促進に向けて、言語（手話を含む）その他の意思疎通の手段について、選択の機会の確保に努めます。
- 円滑な情報取得や移動手段等のために、コミュニケーション支援事業・移動支援事業等の各種事業を充実させ、障害のある方の社会参加を支援します。

(3) 障害福祉サービスの適切な提供

- 福祉サービスをより多くの方が認知し、障害のある方が有効に利用できるよう広報活動に努めます。
- 国や県・審査会・サービス提供事業者と連携を取り、障害認定審査会を定期的に関催して、適切な障害認定区分の判定や障害福祉サービスの給付業務の提供に努めます。
- 障害のある方が地域で生活する上で、適切にサービス提供されているかを検討し、就労や自立へ向けた必要な支援を行います。

(4) 専門従事者の養成・確保と障害者（児）団体の活性化

- 福祉サービスの質的向上と、円滑な提供のために、介護福祉士や社会福祉士等の確保を県や各種福祉団体に働きかけ、身体障害者相談員等の活動の活性化を図ります。
- 障害のある方への施策を展開する上で障害者団体の果たす役割は非常に大きいことから、障害者団体との連携のもとに、各団体が実施する事業の利用促進を図り活性化に努めます。
- 国や県と連携し、資格取得の支援、介護職の魅力の向上、外国籍の町民など多様な人材の確保・育成、総合事業等の担い手確保等の人材の確保に向けた取組について検討します。
- 介護職員の処遇改善、働きやすい職場づくり、介護ロボット・ICTの活用による介護職員の負担軽減等による介護職員の離職防止・定着促進の取組について検討します。
- 事業者と連携して専門的知識・技術の習得を目的とした研修会の開催や多職種との連携等により、福祉介護人材の専門性を高めるとともに、介護現場の中核を担う人材の育成・確保及び資質の向上に取り組みます。

(5) 人権保護と虐待防止対策の拡充

- 虐待防止法の設立を機に虐待防止に関する法律の趣旨が徹底される中で、地域社会において各関係機関の連携をより一層深め、障害のある方だけでなく高齢者や児童の虐待防止活動や権利保護活動への取り組みを強化します。
- いかなる人も障害のある方に対して虐待をしてはならないことに鑑みて、障害のある方への虐待の防止に係る本町の責務を明確にし、障害者虐待を発見した人に対して、速やかに関係機関への通報を行うよう周知徹底を図ります。
- 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めるとともに、事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする障害者差別解消法改正法の円滑な施行に向け、事業者が適切に対応できるよう必要な取組を行います。

6 生活環境



関係機関等と連携し、施設整備等の改善・充実を図り、福祉環境整備の必要性について、町民全体の理解及び積極的な支持・協力を促す意識の高揚を図りながら、ソフト面での取り組みも併せて推進しています。また、町役場住宅係等と連携し、障害のある方や高齢者に配慮した整備を推進し、バリアフリーの導入、手すりやスロープの設置等により、車いす使用者の通行幅の確保や段差解消を行っています。

障害者向けの住宅の整備・改造に対する情報提供や援助・助言に努め、公共施設や建築物の整備については、役場関係課・関係機関等と連携を図り、出入り口・廊下・トイレ等のスロープ化や、手すりの設置等について、整備を促進しています。また、奄美地区障害者自立支援協議会において、関係機関に周知しバリアフリー化を推進しています。特に、平成 29 年度から、本町の民間建築物についてチェックを行っています。

不特定多数の方が利用する民間建築物は、障害のある方が円滑に利用できるように、施設の構造及び整備等についての計画促進を図っており、障害のある方が円滑に投票できるよう、投票所の施設又は設備の整備等を含め必要な施策を講じています。また、本町が設置する公共施設、交通施設等については、関係課・係・関係機関と連携し、細やかな配慮をして、障害のある方等の利用に配慮した施設内容や構造としています。

関係機関・団体及び道路管理者等の協力を得て、安全で快適な歩行空間の確保に努めており、移動支援事業や社会福祉協議会が実施する移送サービス事業は実施していますが、盲導犬については要望がありません。

身体障害者協会の総会において、防犯・防災、緊急時における通報体制について説明し、本町の防災訓練等においても、援助の説明や、防災に関する知識の普及をしています。また、総務課危機管理係と連携し避難所マップ等の周知をし、障害のある方や高齢者が緊急時に迅速な対応が取れるよう、本町の防災訓練等を通して、地域住民による自主防災組織や消防機関等と連携しています。

奄美地区障害者自立支援協議会の中で、相談窓口機能や、保健・医療・福祉その他の各般にわたりサービスをコーディネートし、専門的な機関へ紹介する機能等を備えた総合相談体制の確立を推進しています。また、県や国の地方機関等と連携し、情報の提供窓口の充実と情報の集約化を進めています。

障害のある方の意思疎通の仲介者派遣を行っています。手話通訳者等が少なく、平成 30 年度から手話養成講座を開催し、手話通訳者の増員を図ります。また、障害のある方がその権利を円滑に行使できるよう、個々の特性に応じた意思疎通の手段の確保に向けて、関係機関への働きかけを行っています。

行政機関の窓口等における障害者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。

基本的施策

(1) 総合的な福祉のまちづくりの推進

- 建築物や道路等、公共的施設のハード面の整備改善を充実させるとともに、福祉環境整備の必要性について、町民全体の理解及び積極的な支持・協力を促す意識の高揚を図りながら、ソフト面での取り組みも併せて推進します。

(2) 住宅環境の整備

- 公営住宅の改造にあたっては、障害のある方や高齢者に配慮した整備を推進します。
- バリアフリーの導入、また手すりやスロープの設置等により、車いす使用者の通行幅の確保や段差解消を行います。
- 個人住宅の整備については、住宅改修費給付事業や、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の周知・活用を図り、障害者向けの住宅の整備・改造に対する情報提供や援助・助言に努めます。

(3) 公共建築物等の改善

- 公共施設や建築物の整備については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、出入り口・廊下・トイレ等についてスロープ化や手すりの設置等について整備を促進します。
- 不特定多数の方が利用する民間建築物については、バリアフリー新法に基づく基準や税制上の特別措置等を、建築主や建築士等関係者に周知し、バリアフリー化を促進します。
- 本町が設置する公共施設、交通施設等（車両・船舶・航空機等の施設を含む）については、障害のある方が円滑に利用できるように施設の構造及び整備等についての計画促進を図ります。
- 公園等の整備にあたっては、施設のバリアフリー化を推進し、障害者用トイレや水飲み場の設置、障害者用の駐車スペース等にきめ細やかな配慮をして、障害のある方等の利用に配慮した施設内容や構造とします。

(4) 選挙等における配慮

- 法律又は条例の定めるところにより行われる選挙・国民審査又は投票において、障害のある方が円滑に投票できるよう、投票所の施設又は設備の整備等を含め必要な施策を講じます。

(5) 移動・交通対策の推進

- 道路については、関係機関・団体及び道路管理者等の協力を得て、幅の広い歩道の確保や段差の解消、障害物の除去等により安全で快適な歩行空間を構築します。
- 障害のある方の屋外での移動を容易にするため、本町が実施する移動支援事業や社会福祉協議会が実施する移送サービス事業、盲導犬の給付等各種援助策の利用を促進します。

(6) 防犯・防災対策の推進

- 障害のある方に対して防犯・防災への意識の向上を図り、災害その他の非常事態時の安全を確保します。
- 近隣住民に対して、事故や災害時等に障害のある方に必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう、援助に関する知識の普及に努めます。
- 緊急時における通報体制については、ファックス 110 番・緊急通報装置・火災警報機・自動消火器等の使用要領の周知を図るとともに、警察署や交番に設置されているファックスやパソコンを活用し、地域安全ネットワークの充実を図ります。
- 防災体制については、水害・土砂災害の発生に備えて、避難所マップの周知を図り、警戒避難体制の強化に努めます。
- 障害のある方や高齢者が緊急時に迅速な対応が取れるよう、地域住民による自主防災組織や消防機関等と連携した防災ネットワークの充実を図ります。
- 障害のある方や高齢者等に十分に配慮した地域防災体制を見直し、関係機関の防災訓練の実施等に努めます。また、以下の点に留意した地域防災計画の見直しに努め、障害のある方にこれを踏まえた防災に関する知識の普及に努めます。
 - ・ 防災時における障害者の避難誘導體制
 - ・ 迅速、的確な情報伝達
 - ・ 避難所等における障害者に対する配慮
 - ・ 被災障害者の実態把握と支援体制
 - ・ 物資の供給体制やマンパワーの応援態勢
 - ・ 関係自治体の応援
 - ・ 障害者関係団体やボランティアとの連携体制

(7) 障害のある方の消費者保護対策の充実

- 障害のある方の消費者としての利益の擁護及び増進を図るため、事業者が適切な方法で情報提供等に努められるよう支援します。
- 障害のある方の意思決定に配慮しつつ、本人及び家族その他の関係者に対する相談業務や成年後見制度等のような権利利益の保護等のための施策と制度が適切に広く利用されるように、周知広報と相談体制の強化充実を図ります。

(8) 相談体制及び情報収集・提供

- 障害のある方や家族に対する障害者相談支援センター等のより一層の充実を図り、障害の種別や年齢を問わない相談窓口機能や、保健・医療・福祉その他の各般にわたりサービスをコーディネートし専門的な機関へ紹介する機能等を備えた総合相談体制の確立を推進します。
- 県や国の地方機関等と連携し、本町における各種諸制度の利活用のための資料の収集、展示コーナーの設置等により、情報の提供窓口の充実と情報の集約化を図ります。
- 障害のある方に対して情報を提供する施設の整備や、障害のある方の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう積極的に支援します。

(9) 司法手続における配慮

- 障害のある方が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続きや、その他これに準ずる手続きの対象となった場合、又は裁判所における民事事件・家事事件若しくは、行政事件に関する手続きの当事者その他の関係人となった場合において、障害のある方がその権利を円滑に行使できるよう、個々の特性に応じた意思疎通の手段を確保に向けて、関係機関への働きかけを行います。

(10) 感染症対策にかかる体制整備

- 障害者（児）福祉施設等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、障害者（児）福祉施設等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修機会の充実を図ります。
- 障害者（児）福祉施設等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築を図り、県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を関係部署と連携し整備を行います。

瀬戸内町感染症対策情報共有会

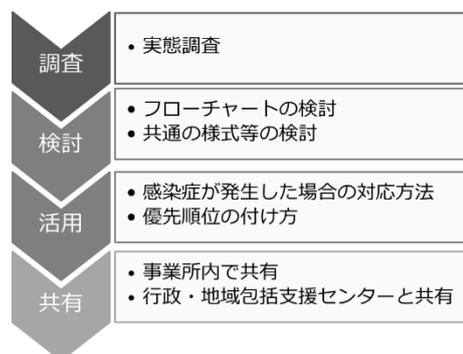
設置目的

①感染症を発生させない

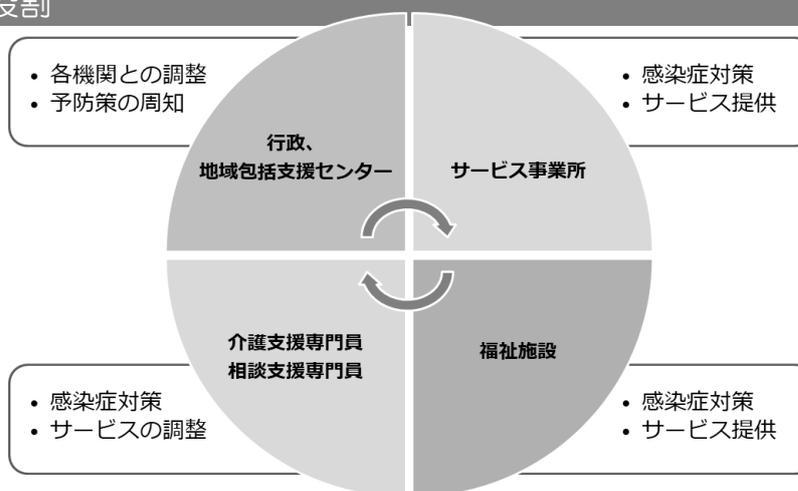
- ・各事業所での感染対策

②感染症が発生した場合、生活に何らかの支援が必要な方への影響を最小限にとどめる

- ・各事業所での感染症対策
- ・各事業所間での連携
- ・情報共有



各機関の役割



7 スポーツ・レクリエーション及び文化活動



町関係課・係と連携を密にし、社会教育・社会体育施設の設備の整備・改修に努めるとともに、障害のある方を対象としたスポーツ、レクリエーション及び文化活動事業等の研究を推進し、指導員等の積極的な育成を図っています。

障害者の種別や程度を越えた、障害のある方同士や町民との交流の促進が図られるような機会の確保に努めています。また、生涯学習等文化活動への参加、各イベント等への作品展示を推進し、施設や設備等の整備、助成その他必要な施策を実施し活動を推進しています。

共生社会の実現に向けて、障害者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができるよう、施設・設備の整備等を進めるとともに、障害者のニーズに応じた文化芸術活動を支援する人材の養成や確保、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取組を行います。

また、障害者が地域においてスポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障害者のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用の推進等の取組を行い、障害の有無にかかわらずスポーツを行うことのできる環境づくりに取り組みます。

基本的施策

(1) スポーツ、レクリエーションの振興

- 障害のある方のスポーツ、レクリエーションの振興を図るため、社会教育・社会体育施設の設備の整備・改修に努めるとともに、障害のある方を対象としたスポーツ、レクリエーション及び文化活動事業等の研究を推進します。
- スポーツ、レクリエーション指導員等の積極的な育成を図ります。
- 障害者の種別や程度を越えた、障害のある方同士や町民との交流の促進が図られるような機会の確保に努めます。

(2) 文化活動の振興

- 生涯学習、音楽・絵画・演劇・書道等の文化活動への参加、各イベント等への作品展示を推進します。
- 施設や設備等の整備、助成その他必要な施策を実施し活動を推進します。

第 5 章

成果目標の設定

第 5 章 成果目標の設定

1 第 6 期・第 2 期計画における成果目標の評価



(1) 成果目標（数値目標）の進捗

成果目標	第 6 期・第 2 期 目標値	令和 5 年度 (見込み)
(1) 福祉施設から地域生活への移行		
地域生活移行者数	1 人	1 人
入所者の削減見込	1 人	1 人
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	316 日	0 日
(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実		
地域生活支援拠点等の整備	1 ヶ所	1 ヶ所
(4) 福祉施設から一般就労への移行等		
一般就労移行者数	1 人	0 人
就労移行支援事業の利用者数	1 人	0 人
就労継続支援 A 型事業の利用者数	1 人	0 人
就労継続支援 B 型事業の利用者数	1 人	0 人
就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合	10%	0%
就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所の割合	0%	0%
(5) 障害児支援の提供体制の整備等		
児童発達支援センターの設置数	1 ヶ所	0 ヶ所
保育所等訪問支援を利用できる体制の整備	1 ヶ所	1 ヶ所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 ヶ所	0 ヶ所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保(か所)	1 ヶ所	0 ヶ所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 ヶ所	1 ヶ所
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	1 ヶ所	1 ヶ所

(2) 指定障害福祉サービス等の実績

成果目標	単位	第6期・第2期 計画値			第6期・第2期 実績値（見込み）		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
(1) 訪問系サービス							
居宅介護・重度訪問介護・同行 援護・行動援護・重度障害者等 包括支援	時間	320	320	320	269	198	171
	人	25	25	25	20	17	14
(2) 日中活動系サービス							
生活介護	人日	795	795	795	779	709	624
	人	38	38	38	38	35	30
自立訓練（機能訓練）	人日	6	6	6	0	0	0
	人	1	1	1	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日	28	28	28	0	0	3
	人	2	2	2	0	0	1
就労移行支援	人日	48	48	48	0	37	45
	人	2	2	2	0	2	3
就労継続支援（A型）	人日	98	98	98	123	134	145
	人	6	6	6	6	7	7
就労継続支援（B型）	人日	698	698	698	790	760	681
	人	38	38	38	40	40	37
就労定着支援	人	4	4	4	3	1	0
療養介護	人	2	2	2	1	1	1
短期入所（福祉型）	人日	23	23	23	30	37	39
	人	4	4	4	3	5	5
短期入所（医療型）	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(3) 居住系サービス							
自立生活援助	人	1	1	1	0	0	0
共同生活援助	人	9	9	9	11	11	10
施設入所支援	人	32	32	32	30	28	24
地域生活支援拠点等	箇所	1	1	1	1	1	1
	回	1	1	1	1	1	1

※1月当たりの延べ利用時間・日数・人数

※令和5年度は実績見込み

成果目標	単位	第6期・第2期 計画値			第6期・第2期 実績値（見込み）		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
(4) 相談支援							
計画相談支援	人	36	36	36	34	32	28
地域移行支援	人	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	人	1	1	1	0	0	0
(5) 障害児通所支援							
児童発達支援	人日	69	69	69	49	54	45
	人	8	8	8	6	8	6
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	117	117	117	133	107	104
	人	9	9	9	10	9	9
保育所等訪問支援	人日	1	1	1	0	0	1
	人	1	1	1	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	人日	10	10	10	0	0	0
	人	1	1	1	0	0	0
(6) 障害児相談支援							
障害児相談支援	人	7	7	7	6	6	5
(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置							
コーディネーターの配置	人	1	1	1	0	0	1
(8) 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた定量的な目標の設定							
保育所	人	1	1	1	0	0	0
認定こども園	人	0	0	0	0	0	0
放課後等児童健全育成事業	人	0	0	0	0	0	0

※1月当たりの延べ利用時間・日数・人数

※令和5年度は実績見込み

2 基本指針の見直しの主なポイント及び成果目標



成果目標については、国の基本指針を考慮しつつ、本町の実情を勘案して設定します。

(1) 基本指針の主なポイント

目標の項目については、基本指針において成果目標を設定することとされており、その内容は次項2のとおりです。

<p>①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ○障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
<p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ○医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
<p>③福祉施設から一般就労への移行等 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ○一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
<p>④障害児のサービス提供体制の計画的な構築 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ○障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ○医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ○聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
<p>⑤発達障害者等支援の一層の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ○発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
<p>⑥地域における相談支援体制の充実強化 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターの設置等の推進 ○協議会の活性化に向けた成果目標の新設
<p>⑦障害者等に対する虐待の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 ○精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
<p>⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

<p>⑨障害福祉サービスの質の確保 目標</p>	<p>○都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加</p>
<p>⑩障害福祉人材の確保・定着</p>	<p>○ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ○相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加</p>
<p>⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定</p>	<p>○障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ○市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進</p>
<p>⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進</p>	<p>○障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設</p>
<p>⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</p>	<p>○障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ○支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備</p>
<p>⑭その他：地方分権提案に対する対応</p>	<p>○計画期間の柔軟化 ○サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化</p>

(2) 基本指針における障害（児）福祉計画に係る成果目標

項目	成果目標	前項1の該当項目
①施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ○地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上 ○施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減 	①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ○精神病床における1年以上入院患者数 ○精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上 	②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
③地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ○強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】 	①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
④福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上 ○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ○各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】 ○就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 ○就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上 	③福祉施設から一般就労への移行等
⑤障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上 ○全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築 ○各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築 ○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上 ○各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】 ○各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】 	④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
⑥相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ○各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ○協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】 	⑥地域における相談支援体制の充実強化
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築 	⑨障害福祉サービスの質の確保

3 第7期・第3期計画の成果目標の設定



本項目では、国が定める基本指針に即し、令和8年度の数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国 指 針	地域移行者数 ：令和4年度末施設入所者数の6%以上 施設入所者数 ：令和4年度末の5%以上削減
----------------------	--

令和4年度末時点の入所者数 (A) (人)	令和8年度末の入所者数 (B) (人)	削減見込 (C) (A) - (B) (人)	【目標値】 増減率 (C) / (A) (%)	地域生活 移行者数 (D) (人)	【目標値】 地域生活移行率 (D) / (A) (%)
36	33	3	8.3	3	8.3

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（鹿児島県分）

国 指 針	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 精神病床における1年以上入院患者数 精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
----------------------	--

※国の基本指針では、この成果目標の設定は都道府県のみとなっています。

(3) 地域生活支援の充実

国 指 針	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること^{〔新規〕}
----------------------	---

強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握を行った市町村 【目標値】 令和8年度	強度行動障害を有する障害者に係る支援体制の整備を行った市町村 【目標値】 令和8年度
目標設定なし	目標設定なし

※認定調査や、相談支援員と該当者がいるか情報共有はしているため

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国
指
針

- ・ 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上 **新規**
- ・ 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進 **新規**
- ・ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

【一般就労移行者】

令和3年度の 一般就労移行者数 (A) (人)	令和8年度の 一般就労移行者数 (B) (人)	【目標値】 一般就労移行比率 (B)/(A) (倍)
0	1	-

【就労移行支援事業】

令和3年度の 就労移行支援事業における 一般就労移行者数 (C) (人)	令和8年度の 就労移行支援事業における 一般就労移行者数 (D) (人)	【目標値】 就労移行支援事業における 一般就労移行比率 (D)/(C) (倍)	【目標値】 令和8年度 一般就労移行者の割合が 5割以上の就労移行支援 事業所の割合 (%)
0	1	-	0

【就労継続支援A型事業】

令和3年度の 就労継続支援A型事業に おける一般就労移行者数 (E) (人)	令和8年度の 就労継続支援A型事業に おける一般就労移行者数 (F) (人)	【目標値】 就労継続支援A型事業に おける一般就労移行比率 (F)/(E) (倍)
0	1	-

【就労継続支援 B 型事業】

令和 3 年度の 就労継続支援 B 型事業に おける一般就労移行者数	令和 8 年度の 就労継続支援 B 型事業に おける一般就労移行者数	【目標値】 就労継続支援 B 型事業に おける一般就労移行比率
(G)	(H)	(H)/(G)
(人)	(人)	(倍)
2	1	0.5

【就労定着支援事業】

令和 3 年度の 就労定着支援事業における 利用者数	令和 8 年度の 就労定着支援事業における 利用者数	【目標値】 就労定着支援事業における 利用者比率	【目標値】 令和 8 年度 就労定着率 7 割以上の就 労定着支援事業所の割合
(I)	(J)	(J)/(I)	
(人)	(人)	(倍)	(%)
4	4	1	0

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児福祉計画特化

国
指
針

- ・ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に 1 か所以上
- ・ 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・ 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に 1 か所以上
- ・ 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置 新規
- ・ 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置 新規

	【目標値】 令和 8 年度末	市町村単独・圏域
①児童発達支援センター	1 箇所	町単独設置
②保育所等訪問支援	1 箇所	町単独設置
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1 箇所	町単独設置
④主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1 箇所	町単独設置
⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1 箇所	町単独設置
⑥医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	1 箇所	町単独設置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国 指 針	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 新規
-------------	---

基幹相談支援センターの設置	地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保
【目標値】 令和8年度末	【目標値】 令和8年度末	【目標値】 令和8年度末
1	1	1

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国 指 針	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
-------------	---

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	指導監査結果の関係市町村との共有
【目標】 職員への研修の実施 (成果目標で実施とする場合は○)	【目標】 共有する仕組や体制(共有体制や仕組み構築を成果目標とする場合は○)	【目標】 共有する仕組や体制(共有体制や仕組み構築を成果目標とする場合は○)
○	○	○

第 6 章

障害福祉サービス等の量の見込み

第 6 章 障害福祉サービス等の量の見込み

1 障害福祉サービス



第7期障害福祉計画における各サービスの利用時間、利用者の見込量を算出しました。算出にあたっては、第6期計画における実績及び見込量を比較するとともに、実績値の推移を検証しています。

各サービスの利用対象を以下のマークで表記しています

身 …… 身体障害者	知 …… 知的障害者	精 …… 精神障害者
発 …… 発達支援障害者	難 …… 難病	児 …… 障害児

(1) 訪問系サービス

活動指標

種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	200 時間	200 時間	200 時間
	20 人	20 人	20 人
重度訪問介護	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人
同行援護	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人
行動援護	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人
重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人

※1月当たりの延べ利用時間・人数

事業概要

サービス名	サービス概要
居宅介護 身 知 精 発 難 児	ホームヘルプサービスの支給が必要と判断された障害のある人に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護、洗濯、掃除等の家事援助、通院等の介助を行うサービスです。

サービス名	サービス概要
重度訪問介護 身 知 精 癈 難 児	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018（平成30）年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。
同行援護 身 知 精 癈 難 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護 身 知 精 癈 難 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援 身 知 精 癈 難 児	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

（2）日中活動系サービス

活動指標

種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	710 人日分	710 人日分	710 人日分
	40 人	40 人	40 人
自立訓練（機能訓練）	20 人日分	20 人日分	20 人日分
	1 人	1 人	1 人
自立訓練（生活訓練）	20 人日分	20 人日分	20 人日分
	1 人	1 人	1 人
就労選択支援		0 人	0 人
就労移行支援	40 人日分	40 人日分	40 人日分
	3 人	3 人	3 人
就労継続支援 A 型	130 人日分	130 人日分	130 人日分
	8 人	8 人	8 人
就労継続支援 B 型	760 人日分	760 人日分	760 人日分
	45 人	45 人	45 人
就労定着支援	2 人	2 人	2 人
療養介護	1 人	1 人	1 人
短期入所（福祉型）	40 人日分	40 人日分	40 人日分
	5 人	5 人	5 人
短期入所（医療型）	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人

※ 「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※ 月間の利用人数

事業概要

サービス名	サービス概要
生活介護 身 知 精 癈 難 児	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練） 身 知 精 癈 難 児	自立した地域生活を営むことができるよう、身体障害のある方または難病を患っている方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練） 身 知 精 癈 難 児	自立した地域生活を営むことができるよう、知的障害または精神障害のある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
就労移行支援 身 知 精 癈 難 児	一般企業等への就労を希望し、知識、能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる人を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。※施行期日（案）令和7年10月1日
就労継続支援 A 型 （雇成型） 身 知 精 癈 難 児	一般企業等での就労が困難で、就労に必要な知識、能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 B 型 （非雇成型） 身 知 精 癈 難 児	一般企業等での就労が困難で、一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したものの一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人等に一定の賃金水準に基づく就労機会を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労定着支援 身 知 精 癈 難 児	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した後、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者を対象に、障害者との相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。平成30年度に創設されたサービスです。
療養介護	病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、

サービス名	サービス概要
身 知 精 癈 難 児	障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障害のある人を対象に、医療機関における機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。
短期入所（福祉型） 短期入所（医療型） 身 知 精 癈 難 児	（ 福祉型 …… 障害者支援施設等において実施 医療型 …… 病院、診療所、介護老人保健施設において実施 ） 自宅で介護する人が病気の場合等に、施設への短期間の入所を必要とする障害のある人を対象に、短期間、夜間も含めて入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

(3) 居住系サービス

活動指標

種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	1 人	1 人	1 人
共同生活援助	13 人	13 人	13 人
施設入所支援	31 人	30 人	29 人
地域生活支援拠点等	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	1 回	1 回	1 回

※月間の利用人数

事業概要

サービス名	サービス概要
自立生活援助 身 知 精 癈 難 児	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していたり、精神科病院等に入院していたりする人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 （グループホーム） 身 知 精 癈 難 児	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴・排せつ・食事の介護等を行います。 ※グループホーム事業者自らが行う介護サービス包括型と、外部の居宅介護事業所に委託する外部サービス利用型とに分類されます。
施設入所支援 身 知 精 癈 難 児	施設入所者に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
地域生活支援拠点等 身 知 精 癈 難 児	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

(4) 相談支援

活動指標

種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	110 人	110 人	110 人
地域移行支援	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	1 人	1 人	1 人

※月間の利用人数

事業概要

サービス名	サービス概要
計画相談支援 身 知 精 癡 難 児	<サービス利用支援> 障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。 <継続サービス利用支援> サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援 身 知 精 癡 難 児	施設や精神科病院、保護施設、矯正施設に入所、入院されている方に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援 身 知 精 癡 難 児	居宅において単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に対応します。

(5) 見込み量の確保のための方策

① 訪問系サービス

- ・ 今までの利用者に加え、新たな利用者も見込まれるため、適切なサービスが利用できるよう努め、障害者が地域で安心して生活できるように、サービスの適切な利用を促進します。
- ・ 利用者のニーズを的確に把握し、ニーズに合った見込み量の確保のため、町内及び圏域のサービス提供事業者との連携を図ります。

② 日中活動系サービス

- ・ 施設入所者の地域生活への移行を促します。
- ・ 自立訓練の利用者に、就労移行支援の利用を促します。
- ・ 就労移行支援の利用が、就労に結びつかなかった利用者には、就労継続支援の利用を促します。

- 市内の企業と連携し、障害のある人の就労を促進し、ハローワーク等との連携を強化して、障害のある人の雇用に対する理解と協力を努めます。
- 一般就労に移行した障害のある人が、安定した就労生活を継続できるよう就労生活の支援を行います。

③ 居住系サービス

- 本人、家族、関係団体等と連携して、障害のある人が地域で自立して暮らしていける体制を目指し、市内及び圏域のサービス提供事業者と連携を図ります。

④ 相談支援

- 障害のある方が地域生活へ速やかに移行できるよう、関係機関との役割を明確にするとともに、関係機関との連携を強化します。
- 障害のある方がライフステージを通して、支援を受けることができるよう相談支援の仕組みづくりを推進します。

2 障害児福祉サービス



第3期障害児福祉計画における各サービスの利用時間、利用者の見込量を算出しました。算出にあたっては、第2期計画における実績及び見込量を比較するとともに、実績値の推移を検証しています。

(1) 通所支援

活動指標

種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	91 人日分	91 人日分	91 人日分
	12 人	12 人	12 人
放課後等デイサービス	104 人日分	104 人日分	104 人日分
	13 人	13 人	13 人
保育所等訪問支援	1 人日分	1 人日分	1 人日分
	1 人	1 人	1 人
居宅訪問型児童発達支援	10 人日分	10 人日分	10 人日分
	1 人	1 人	1 人

※「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※月間の利用人数

事業概要

サービス名	サービス概要
児童発達支援 身 知 精 発 難 児	障害のある未就学児に対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス 身 知 精 発 難 児	障害のある就学児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援 身 知 精 発 難 児	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを定期的に訪問し、障害のある児童や保育所のスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援 身 知 精 発 難 児	重症心身障害児等の重度の障害のある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある児童に対し、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

(2) 相談支援

活動指標

種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	20人	20人	20人

※月間の利用人数

事業概要

サービス名	サービス概要
障害児相談支援 身 知 精 発 難 児	障害のある児童が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

活動指標

種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人

事業概要

サービス名	サービス概要
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 身 知 精 発 難 児	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担うコーディネーターを配置します。

(4) 見込み量の確保のための方策

① 通所支援

障害児にとって身近な地域で適切な支援・サービスが受けられるよう、適切なサービスの提供体制の確保に努めるとともに、必要に応じたサービスの利用につながるよう、サービスの広報・周知に努めます。

② 相談支援

障害児に支援・サービスが円滑に提供されるよう、関係事業所等と連携を取りながら相談支援体制の充実に努めます。

③ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整する相談支援専門員等のコーディネーターとしての配置に努めます。

3 地域生活支援事業



地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

(1) 必須事業の概要

サービス名	サービス概要
理解促進研修・啓発事業	障害のある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用または利用しようとする知的障害のある方または精神障害のある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	障害のある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

(2) 任意事業の概要

サービス名	サービス概要
日常生活支援事業	障害者等を介護する人が、居宅における介護ができない場合に、一時的に施設において必要な保護を行う日帰りのショートステイを実施します。

(3) サービス量の見込み

① 必須事業

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業				
相談支援事業（地活Ⅰ型）	か所	0	0	0
相談支援機能強化事業	か所	1	1	1
	件/年	12	12	12
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1
意思疎通支援事業	実人員	1	1	1
日常生活用具給付等事業	件/年	40	40	40
介護・訓練用支援用具	件/年	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	8	8	8
在宅療養等支援用具	件/年	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3
排泄管理支援用具	件/年	20	20	20
住宅改修費	件/年	3	3	3
移動支援事業	か所	1	1	1
	人/月	2	2	2
	時間/年	50	50	50
地域活動支援センター事業（Ⅱ型）	か所	1	1	1

② 任意事業

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活支援				
地域以降のための生活支援	件/月	3	3	3

(4) 見込み量の確保のための方策

地域生活支援事業は、障害者が地域で生活する上で、必要不可欠なサービスです。サービスを必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、利用者、関係機関、サービス提供事業者の連携を図り、サービスの充実に努めます。

4 発達障害者等に対する支援



国の基本指針に従い、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実に係る活動指標として、以下の項目を設定します。

活動指標

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポート※の活動への参加人数	1 人	1 人	1 人

※ ピア (peer) とは、同じような立場や境遇、経験等を共にする人たちを表す言葉です。ピアサポートとはこうした同じような立場の人による支え合いを表す言葉です。

5 精神障害者に対する支援



国の基本指針に従い、精神障害者に対する支援体制の充実に係る活動指標として、以下の項目を設定します。

活動指標

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	1 人	1 人	1 人
共同生活援助	1 人	1 人	1 人
自立生活援助	1 人	1 人	1 人
自立訓練 (生活訓練)	1 人	1 人	1 人

※月間の利用人数

第 7 章

計画の推進にあたって

第7章 計画の推進にあたって

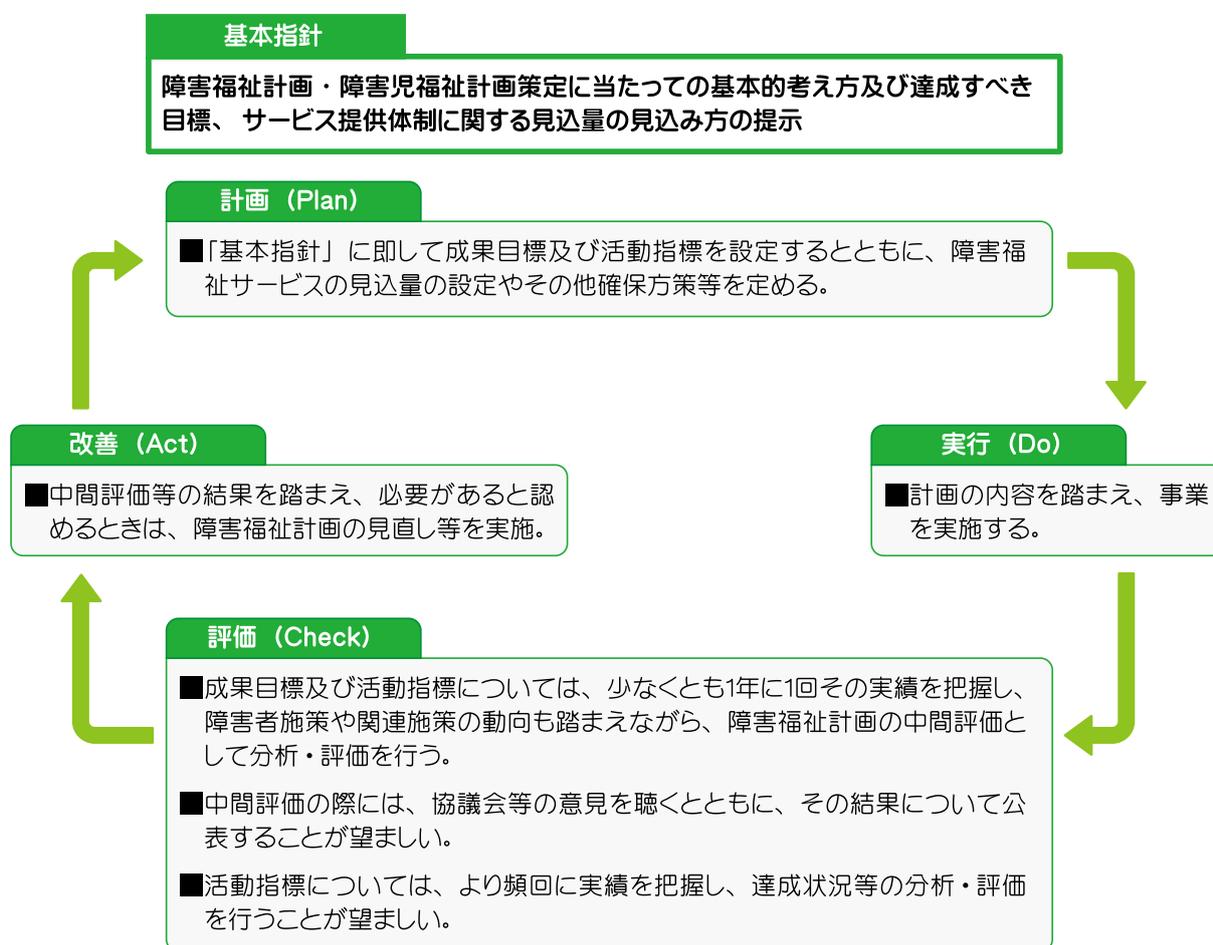
1 計画の評価・検討



本計画の評価においては、PDCAサイクル[※]を用い、少なくとも年1回の評価分析に努め、必要な場合は障害福祉計画及び障害児福祉計画を見直すこととします。

本計画においては、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。

図表:PDCAサイクルのプロセスのイメージ



※PDCAサイクルとは

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。



2 推進体制の確立

福祉・保健・医療・保育・教育・就労等で構成した「チームせとうち 我が事・丸ごと支え愛 地域づくり推進会議」を中心に、奄美地区自立支援協議会と相互に連携しながら、障害のある人のライフステージに応じた支援を行い、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画の推進体制を確立します。

また、本計画を広く住民に周知し、障害や障害のある人への正しい理解を普及しながら、「誰もが安心していきいきと暮らせるまち」に向け、障害のある人の豊かな地域生活の実現に努めていきます。

なお、本計画は、広域的に対応しなければならない施策もあるため、広域における障害福祉サービス等の状況を踏まえながら、国・県や近隣町と連携し計画の推進に努めます。

資料編

瀬戸内町障害福祉計画策定委員会設置要項

平成18年8月9日

告示第8号

(設置)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画(以下「計画」という。)を策定するために瀬戸内町障害福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)計画を策定するための基本事項は検討及び総合的調製に関すること。
- (2)計画案の策定に関すること。
- (3)その他、計画の策定に当たって必要と認められること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員12名以内とする。

2 委員は、障害者施策に関し見識を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、策定委員会の会務を総括し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときには、委員長以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務局は、保健福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、委員会が計画を町長に報告したときに効力を失う。

瀬戸内町障害福祉計画策定委員会委員名簿

委嘱期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日

番号	関係部門	氏名	備考
1	身体障害者団体	信島 良章	瀬戸内町身体障害者協会会長
2	知的障害者団体	程 哲代	瀬戸内町手をつなぐ育成会会長
3	児童関係	昇 靖代	児童発達支援事業所ここ園管理者
4	福祉関係者	吉村 浩	瀬戸内町社会福祉協議会
5	福祉関係者	西 久恵	瀬戸内町民生委員・児童委員協議会会長
6	施設関係者	古谷 雄一郎	奄美共生園代表理事
7	施設関係者	小宮山 郁夫	大島保養院精神保健福祉士
8	行政	牧田 昌之	大島支庁瀬戸内事務所福祉課長
9	//	山田 将司	教育委員会指導主事
10	//	信島 浩司	保健福祉課長



瀬戸内町の瀬の字をひらがなの「せ」で表し、弧の大きい部分が本島側、小さい部分が加計呂麻島にあたります。中央の横線は両方ががっちりと組んでいることを示し、マーク全体で環を表したのは「和」と団結を表すもので、環中の上下空間は本町が誇る風光明媚な大島海峡を表し、各鋭角は町民の固い意志と飛躍を表したものです。

瀬戸内町
障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
令和6年3月

【編集・発行】瀬戸内町 保健福祉課
〒894-1592 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津 23
TEL：0997-72-1111 / FAX：0997-72-1120